

第4章 部門別構想

1.土地利用の方針

本市の目指す将来都市構造である「観音寺式 コンパクト+ネットワーク都市構造」の実現に向け、道路や公園、下水道などの既存の都市基盤を有効活用するとともに、地域特性に配慮し、住宅・商業・工業などの都市的な土地利用と農地・森林・海浜などの自然的な土地利用の調和がとれた計画的な土地利用を進めます。また、適切な土地利用の誘導により浸水被害や土砂災害等の災害リスクの軽減を図ります。

1-1 基本方針

(1)コンパクトシティ形成のための土地利用の誘導

①多核連携型コンパクトシティに対応する土地利用

コンパクトな都市を実現するため、既存の交通ネットワークなどにより利便性が高く一定の都市機能が立地した拠点内へ日常生活に必要な機能(生活利便施設、医療、介護、福祉、教育、文化など)をさらに集積することにより、拠点性を高め、居住機能と商業、業務等の機能が複合した土地利用を図ります。

②中心市街地の活性化

中心市街地では、歴史・文化などの特色を活かし、既存の商店街や都市基盤を有効に活用するとともに、空き地・空き店舗等の低・未利用地を活用し、賑わいの創出や交流促進に資する商業、文化等の都市機能の集積を促進します。

また、まちなか居住を推進することで、多様な魅力と活力のある「都市の顔」にふさわしい中心市街地の再生を図ります。

大規模な集客施設の立地については、市街地の拡散や道路混雑など都市構造に大きな影響を与えることから、平成18(2006)年に改正された都市計画法などのまちづくり三法や平成19(2007)年に香川県が制定した「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針」などを踏まえ、適切な規制並びに誘導を検討します。

③居住機能等の集約誘導

コンパクトな都市を形成するとともに、無秩序な市街地の拡散を防止し、郊外や中山間地域の良好な自然環境や農業地を保全するため、居住機能の集約誘導により、市街地の無秩序な拡大を抑制します。

立地適正化計画において設定された、公共交通の利便性が高いエリアや将来一定規模以上の居住集積が見込まれる地域(居住誘導区域)において、居住機能の集約誘導を図ります。

また、人口減少の進行などにより、空き地や空き家の増加が予想されることから、これら既存ストックの有効活用を図ることにより、居住機能の集積を促進します。

④都市機能等の集積誘導

利便性が高く生活の質の高い都市生活を確保するとともに、まちの賑わいや交流を促進し、活力のある魅力的なコンパクトシティを形成するため、都市機能等の集積誘導により、さまざまな生活利便施設や高次都市機能の集積を図ります。また、公共施設等の再編、統廃合などにより発生する公的不動産等を都市機能誘導の種地として活用します。

立地適正化計画において設定された公共交通の利便性が高いエリアや一定規模以上の都市機能が集積した地域(都市機能誘導区域)において、都市機能等の集積誘導を図ります。

⑤大規模遊休地の土地利用転換

「コンパクトなまちづくり」の推進に向けて、既成市街地において残されている大規模遊休地の解消を進めます。

(2)地域特性を活かした土地利用の誘導

①地域区分による地域特性を踏まえた土地利用

本市では、西讃地域の中心拠点都市として行政や業務機能、商業機能が集積してきた観音寺中心市街地があります。また、旧町の中心地域として、JR豊浜駅周辺や大野原の支所周辺などに一定の都市機能の集積地域が存在します。

居住地は中心市街地、中心市街地の周辺に拡大してきた住宅地、農地の転換により形成された住宅地、平地部の農地中の集落、中山間地域の集落など多様です。

このため、本市における都市の成り立ちやこれまでの土地利用計画を踏まえ、市街地や居住地などを類型し、都市的土地利用(住宅地区、商業・業務地区、産業・流通業務地区等)と自然的土地利用(集落地区、農業保全地区、自然保全・観光地区、環境保全・観光地区等)の区分を設定し、集約型の都市構造を実現するための機能集積や適切な土地利用の誘導を進めます。

②自然環境保全や農林業振興と都市生活の共存を図る土地利用

本市の財産である豊かな自然環境や貴重な生産活動の場であり、防災機能・水源涵養機能も有する農林地を保全するとともに、居住地との調和を図り、各地域の自然・風土を活かした都市づくりを目指します。

また、自然的土地利用と都市の魅力や活力を生み出す都市活動・観光振興との共生に積極的に取り組みます。

1-2 土地利用区分の設定

(1) 都市地域と自然地域

都市と自然・農業とが共生した観音寺らしい豊かな暮らしを守り、都市全体の魅力と活力に満ちたまちづくりを進めるため、都市的な土地利用を推進する都市地域と自然的な土地利用を原則とする自然地域とを明確に区分し、市街地外の農地や自然環境を維持・保全し、秩序ある土地利用を図ります。

(2) 都市的土地利用の範囲

人口動態を踏まえ、都市地域の範囲(都市計画区域外を除く)は、現状の用途地域内とすることを基本とします。

なお、計画的な市街地形成を図る用途地域については、コンパクトな市街地形成の進展に伴う区域の縮小や現況の土地利用との整合を図るため、適切な内容変更を行うなど不断の見直しを行います。

(3) 土地利用の区分

土地利用区分は、地域特性や立地する施設用途に応じ、以下のとおりとします。

■土地利用の区分

地域区分	土地利用区分	地区区分 (P79-81を参照)	該当地域
都市地域	住宅地区	中心市街地住宅地区	観音寺市の中心市街地部 ・観音寺居住誘導区域内
		市街地周辺住宅地区	中心市街地に接する地域 ・用途地域内(居住誘導区域を除く)
		地域中心住宅地区	旧町の中心地域 ・豊浜居住誘導区域内 ・大野原生活拠点区域内
	商業・業務地区	中心商業・業務地区	中心拠点における広域的な商業業務地区 ・観音寺都市機能誘導区域内
		地域商業地区	地域拠点における商業地区 ・豊浜都市機能誘導区域内
		生活商業地区	生活拠点における商業地区 ・大野原生活拠点区域内
		その他地区	主要な幹線道路の沿線
	産業・流通業務地区	工業専用地区	既存の工業団地、観音寺埋立地区 ・5工業団地等
		流通業務地区	インターチェンジ周辺 ・大野原インターチェンジ周辺地域
		地域産業地区	水産加工施設集積地区 ・伊吹漁港(真浦地区・北浦地区)
自然地域	集落地区	田園居住地区	市街地周辺地区の郊外部で農地と住宅の混在地域 ・用途地域外縁～国道11号沿道

地域区分	土地利用区分	地区区分 (p79-81を参照)	該当地域
自然地域	農業保全地区	田園保全地区	優良農地周辺で既存集落の点在する地域 ・集落地区外縁～中山間森林外縁
	自然保全・観光地区	中山間森林地区	市境の南部、北部に連なる丘陵・森林地域 ・稲積山、七宝山、雲辺寺山、金見山山麓
	環境保全・観光地区	島しょ・海岸地区	島しょ地域及び海岸地域 ・伊吹島、有明浜、琴弾公園、一の宮公園周辺

(4) 都市地域の土地利用

都市地域においては、人口減少・少子高齢化の進展や大規模な自然災害、厳しい財政状況等、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、一定の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に維持・確保されるよう、居住を誘導すべき市街地の範囲(居住誘導区域)を定め、人口の集約誘導を図ります。

また、交通利便性の高い市街地内にある空き地や空き家などの低・未利用地や大規模な土地利用転換が行われる地区については、計画的な市街地の形成を推進します。

さらに、都市の持続的な運営及び生活を支える機能(医療・福祉・教育文化・子育て支援・商業等)を維持し、持続可能なまちづくりを推進するため、都市機能を誘導すべき市街地の範囲(都市機能誘導区域)を定め、都市機能の集積誘導を図ります。

■ 住宅地区

一定の人口規模を維持し、持続可能な都市とするため、まち・ひと・しごと創生総合戦略の方策のもと、転出者を減らすとともに、都市づくりの方針に沿って、新たな移住者、滞在者を受け入れられるよう土地利用を図ります。

地域特性に応じた多様な住まいのあり方を推奨し、交通基盤と対応した秩序ある土地利用を誘導する観点から、住宅市街地の基本的な区分を定め、各区分に応じた住環境の保全と利便性の維持を図ります。

地区名	誘導方針
中心市街地住宅地区	鉄道やバスなどの公共交通機関をはじめ、自転車や徒歩により、多様な都市サービスを楽しむ生活利便性の高い居住地域として、中層の都市型住宅地の形成を推進します。 特に、観音寺駅を中心とする駅周辺地区においては、医療・福祉・商業等の生活利便施設や高度な都市機能の集積したサービスが受けられるまちなか居住を推進します。
市街地周辺住宅地区	住宅を主体としつつも、店舗や一定の自然的土地利用と共存した地域として、既存の都市基盤ストックを活用しながら、中心市街地地区への近接性、生活サービス施設等の都市機能が立地する利便性を活かし、多様な住まい方を可能とする居住環境の形成や、戸建住宅と中層の共同住宅などが調和した良好な住宅地の形成を図ります。
地域中心住宅地区	これまでの地域の中心地区として、既存の都市機能の集積を活かし、多様な住宅ニーズに配慮しつつ、ゆとりのある良好な住宅地の形成を図ります。

■商業・業務地区

商業・業務機能や、交流を促す都市機能の集積は、便利で生活の質が高く、魅力ある都市の拠点を形成していくために重要です。

現在ある拠点地区の既存ストックの活用を基本に、本市の地域特性とさまざまな都市機能が相互に連携し、一体的な発展を促進する都市づくりの基本となる商業・業務地区の維持・再生を目指します。

地区名	誘導方針
中心商業・業務地区	観音寺駅周辺地区は、市の中心地域として、また、西讃地域の中核拠点として、広域的な商業・業務機能をはじめ、文化、医療、福祉、教育等といった市民の多様なニーズに対応し、高次の都市機能の集積及び強化を促進し、魅力ある広域交流中枢拠点の形成を図ります。
地域商業地区	地域における日常的な商業機能のみならず、地域コミュニティに対するサービス機能などの充実及び集積を誘導し、周辺の住環境に配慮しながら、生活の利便性の向上を図ります。
生活商業地区	生活圏における一定の日常的な商業機能の立地を促進し、周辺の自然的土地利用に配慮しながら、生活の利便性の向上を図ります。
その他地区	主要な幹線道路の沿道などにおいては、地域の最寄品 ^{※1} 、買回品 ^{※2} を提供する店舗の立地する地区として、交通環境や景観、周辺の住環境や自然的土地利用に配慮しながら、一定の商業やサービス機能などの適切な立地を許容します。 ただし、大規模集客施設は中心商業・業務地区に誘導し、拠点性を高めると同時に、郊外部への立地を抑制していきます。

※1 最寄品：普通生活雑貨など、 ※2 買回品：耐久消費財や嗜好品など

なお、大規模集客施設については、郊外部での立地により、市街地の拡散や道路混雑など都市構造に大きな影響を与えることから、平成18(2006)年に改正された都市計画法などのまちづくり三法や平成19(2007)年に策定された「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針」(香川県)などを踏まえた適切な規制並びに誘導を行います。

■産業・流通業務地区

工業・流通機能の維持・発展は、本市の発展を牽引し、地域の活力を維持していくために重要です。

広域連携交通ネットワークにおける道路等の都市基盤を活用し、既存産業の強化を図るとともに、医療・福祉・環境・観光・食品産業等の成長が見込まれる新たな産業の育成を図ります。

地区名	誘導方針
工業専用地区	既存の5工業団地での生産機能を維持するとともに、新たな工業団地の形成に向け、産業環境の向上を図るため、必要に応じて都市基盤等の整備を推進します。 また、周辺の居住環境との調和を図るため、環境の悪化をもたらすことのないよう必要に応じ、対策を講じます。 区域の一部で土地利用転換される場合は、新たな機能の誘導や都市基盤の整備など、適切な対策を講じます。

地区名	誘導方針
流通業務地区	大野原インターチェンジ周辺では、広域連携交通ネットワークを活用し、広域流通を中心とした流通機能の誘導を図るとともに、流通業務団地等の拠点整備の検討を進めます。 その他の既存の流通業務施設などについては、操業環境は維持しつつ、新たな関連施設などの立地を誘導し、流通機能の強化を図ります。
地域産業地区	特色のある地元水産資源である「伊吹いりこ」のブランド力向上や水産加工品の開発を促進し、離島における産業基盤の強化や振興を図るなど、地域産業の育成を進めます。 伊吹漁港（真浦地区・北浦地区）において、漁業生産基盤の整備を進めます。

(5) 自然地域の土地利用

自然的な土地利用を原則とする都市地域外では、無秩序な市街地の拡大を抑制し、農業基盤や自然的環境などの資源を適切に維持・保全するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを誘導していきます。

また、河川流域に形成された、豊かな田園に囲まれた市街地の風景は、観音寺市の魅力であり、防災や水源涵養機能の確保の観点からも、都市地域外の優良農地等の保全に努めます。また、農地の有効活用を図るため、農業体験などの機会を提供するなど、農業関連施策を計画的に講じていきます。

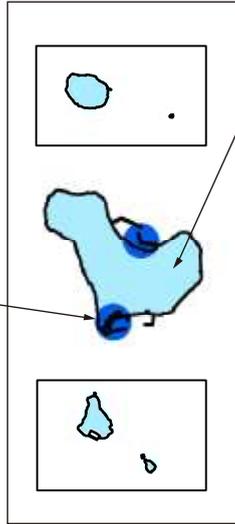
特に、農用地においては、安全・安心な農作物を安定的に供給するため、食料自給率の向上・耕作放棄地の減少などを考慮しながら、良好な営農環境の保全や向上を図ります。

既存集落は、地域の中心として、地域コミュニティが形成されていることから、維持活性化に努めるとともに、地域の拠点として、一定の生活利便施設を設置するなど、利便性や快適性の維持を図ります。

地区名	誘導方針
田園居住地区	土地利用の純化を目指すことを原則としつつ、地域の特性に応じ、住宅以外の用途との調和に配慮しながら、居住環境の保全を図ります。郊外部においても、まとまって暮らすことを重視し、既存集落や開発された住宅団地において、既存の公共公益施設の有効活用や必要な整備を進めます。
田園保全地区	安定的な農業生産を維持していくために必要な農地を確保するとともに、虫食いの農地転用を抑制し、良好な営農環境の保全を図ります。 また、豊かに住み続けられる集落環境を維持しつつ、グリーンツーリズム*など、地域特性を活かした観光・交流促進について検討を進めます。
中山間森林地区	自然災害の防止機能、都市環境の保全や市街地からの眺望景観を形成する重要な要素として維持・保全を図ります。点在する既存集落では、自然と共生した住環境の維持を図りつつ、空き家の活用などにより定住促進や地域の活性化を図ります。
島しょ・海岸地区	地域住民の憩いやレクリエーションの場として、維持保全しつつ、観光や交流を促進する観光空間として活用を図ります。また、貴重な生態系の保全や自然環境の維持に努め、市民の教育や自然に親しむことのできる場などの創出に努めます。

土地利用の方針

- 産業・流通業務地区
- 地域産業地区



- 環境保全・観光地区
- 島しょ・海岸地区

- 住宅地区
- 中心市街地住宅地区

- 住宅地区
- 市街地周辺住宅地区

- 商業・業務地区
- 中心商業・業務地区

- 産業・流通業務地区
- 流通業務地区

- 商業・業務地区
- 生活商業地区

- 住宅地区
- 地域中心住宅地区

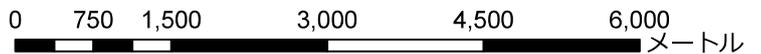
- 商業・業務地区
- 地域商業地区

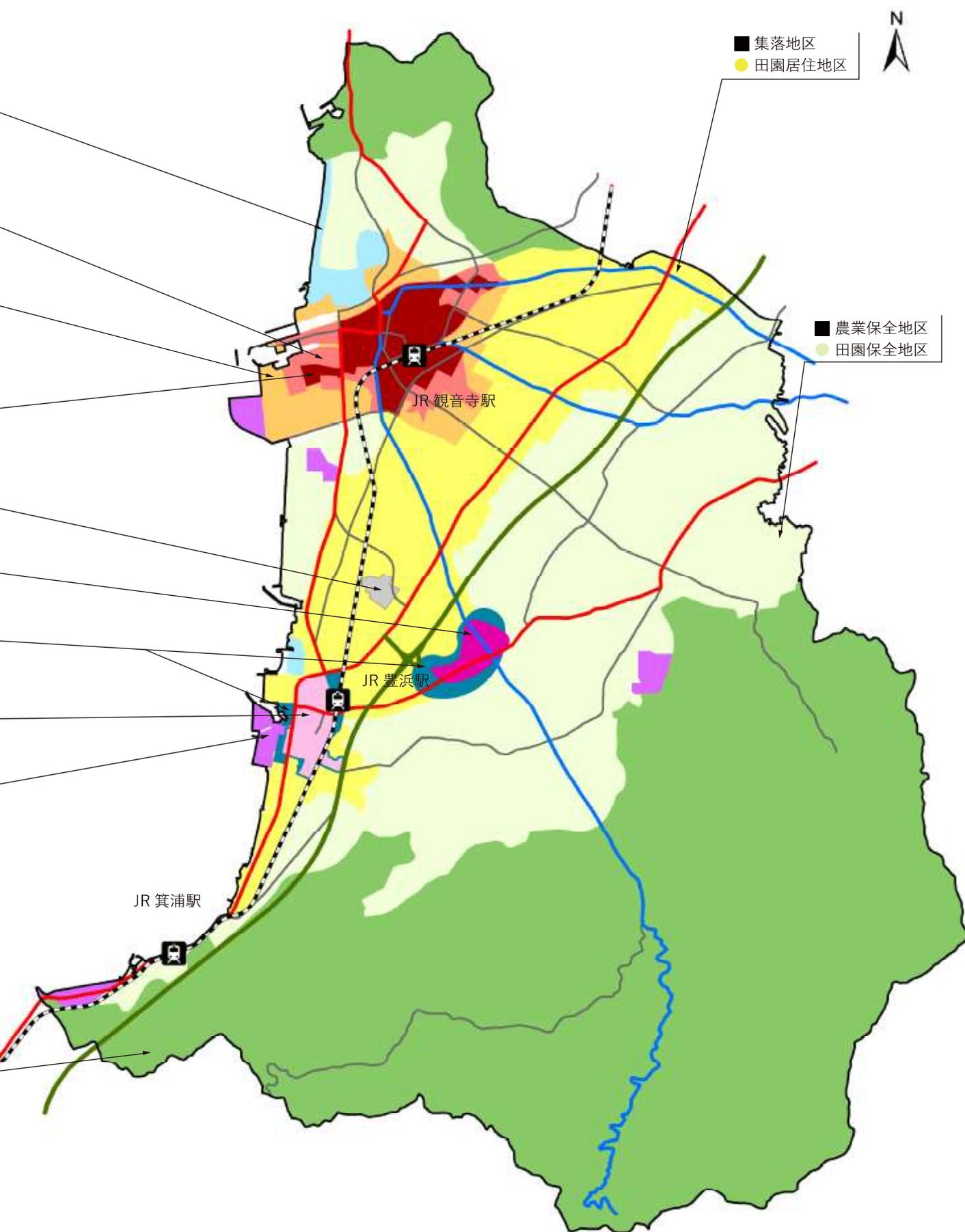
- 産業・流通業務地区
- 工業専用地区

- 自然保全・観光地区
- 中山間森林地区

凡例

- 広域連携交通ネットワーク
- 広域連携交通ネットワーク (高松自動車道)
- 都市内連携交通ネットワーク (放射型)
- J R 線
- 住宅地区
 - 中心市街地住宅地区
 - 市街地周辺住宅地区
 - 地域中心住宅地区
- 商業・業務地区
 - 中心商業・業務地区
 - 地域商業地区
 - 生活商業地区
- 産業・業務流通地区
 - 工業専用地区
 - 流通業務地区
 - 地域産業地区
- 自然地域
 - 田園居住地区
 - 田園保全地区
 - 中山間森林地区
 - 島しょ・海岸地区





2.道路・交通体系の方針

円滑で便利な都市交通網は、人や物の交流を促進しさまざまな都市活動を結ぶなど、都市の活力とにぎわいの創出を支える重要な都市基盤です。

とりわけ、公共交通については、「コンパクト+ネットワークのまちづくり」を形成する主要な交通手段として、また、高齢社会への対応や環境負荷の軽減を図る観点からもその重要性は、ますます高まっています。

このため、自動車交通と公共交通が適切に役割分担した都市交通網の構築に向けて、「道路網の整備」と「公共交通網の整備」2つの視点から、道路・交通体系の方針を示します。

2-1 基本方針

(1)コンパクトな都市を支える交通施設整備

誘導区域へのアクセスや誘導区域間の移動については、自家用車に過度に頼るのではなく、公共交通やその他の交通手段を利用できるよう、公共交通の充実や地域特性に応じた生活交通を確保するとともに、居住誘導区域への集約を促すための道路や交通施設の整備を進めます。

また、市街地中心部などにおいて、誘導区域内のバスの利便性向上を図るなど、公共交通の充実に取り組むとともに、区域内や区域外の拠点間を結ぶ広域幹線道路、都市内幹線道路等の交通ネットワークの整備を進めます。

(2)道路網の整備の基本方針

道路は、産業活動、都市活動、生活、観光など多様な活動を支える社会基盤施設であり、現在の交通実態や将来の交通量を考慮しつつ、まちづくりと一体となった道路ネットワーク整備を推進します。

整備にあたっては、すべての人が安心して円滑に移動できる道路ネットワークの形成を図るため、人口や都市機能が集積する拠点間を結ぶ道路や、災害時の緊急輸送道路等必要性の高い道路を優先的に整備するなど効果的・効率的な事業の推進に努めます。

また、円滑で安全な交通環境を形成するため、都市内幹線道路網の整備をはじめ、歩行者の安全性に配慮した道路空間づくりに取り組みます。

さらに、少子・高齢社会に対応した安全・安心なまちづくりの観点から、道路施設の長寿命化、ユニバーサルデザインの導入など、質の高い道路空間づくり等に取り組みます。

一方、効率的かつ効果的に道路網を整備するため、長期未着手路線の見直しや交通需要に合わせた道路計画の見直しを進めます。

(3) 公共交通網の整備の基本方針

鉄道及びバスなどの公共交通は、通勤・通学・通院・買い物時の移動手段の確保や、高齢者・障がい者などの移動支援、さらには交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減などの効果があり、「コンパクトなまちづくり」の推進や、高齢社会への対応、環境負荷の低減を図るためには、必要不可欠な移動手段であることから、その整備を促進します。

整備にあたっては、多核連携型の都市骨格を支える公共交通ネットワークとして公共交通連携軸の設定について検討します。地域内や周辺地域を相互に連絡する路線については、利用実態に応じて効率化を図りつつ生活交通を維持します。

また、各拠点内の利便性を高めるバス交通や鉄道駅における交通結節機能の強化、交通事業者と連携し、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき関係施設・設備を改善するなど、公共交通網の充実を図るとともに、モビリティマネジメント*(利用促進策)の推進により公共交通の利用を促進します。

2-2 整備方針

(1) 道路網の整備方針

① 広域的な連携や交流を促進する広域連携交通ネットワークの構築

◇主要幹線道路(国道や県道など、地域間を結ぶ道路)の整備

都市構造における広域連携道路である国道11号、国道377号、主要地方道丸亀詫間豊浜線は都市圏内外を連絡し、広域的な都市間の連携交流を高める交通網として、都市圏内外の交通を処理するため整備を進めます。

国道11号は、現在、2車線の道路であることから、混雑度*が高く渋滞が多発しています。今後とも国道11号の4車線化等の整備を促進します。

国道377号については、外環状道路として位置づけられるとともに、豊浜地域拠点と大野原生活拠点を連絡する連携軸でもあります。拠点内を中心に歩行者の安全性に配慮した道路整備を促進します。

逐次、整備が進められています主要地方道丸亀詫間豊浜線は、今後、中心市街地部など本市を通過する区間の整備を促進します。

◇高速道路の積極的な活用

高松自動車道は、本市から近隣主要都市及び遠隔地を連絡し、大容量の交通を円滑に移動させる道路として位置づけるとともに、市街地へのアクセス性を強化し、市全体の産業や観光・交流の活性化等を図るため、新たなスマートインターチェンジの整備を進めます。

また、必要に応じ高速道路へのアクセス性を高めるため、インターチェンジに接続する幹線道路の整備を推進します。

②市内の円滑かつ安全・安心な交通環境の形成

◇都市内連携交通ネットワーク(主要県道など、骨格となる道路)の整備

都市構造における都市内連携道路のうち、主要地方道観音寺池田線、主要地方道込野観音寺線、主要地方道観音寺佐野線は、放射型に広がる道路体系として、広域連携交通ネットワークを補完しつつ各拠点と市内の地域を結び、中心市街地へのアクセスや比較的交通量の多い他地域からの移動を担う交通網として位置づけます。

また、主要地方道丸亀詫間豊浜線、主要地方道観音寺池田線、主要地方道善通寺大野原線、国道11号、国道377号の各一部を外環状連絡軸とするとともに、主要地方道観音寺善通寺線、県道観音寺(港)観音寺(停)線、県道栗井観音寺線、主要地方道観音寺池田線の各一部及び市道中央七間橋線を内環状連絡軸とし、各地域が相互に連携しながら機能を補完するとともに、拠点間交流を促進するための交通ネットワークとして位置づけます。

これらの都市内幹線道路について、円滑な交通処理のための拡幅整備、交差点改良、歩道の設置などの整備を促進します。

◇市域内交通ネットワーク

市域内交通ネットワークは、広域連携交通ネットワーク、都市内連携交通ネットワークを補完し、市内を連絡する道路であり、比較的短い移動の交通を処理する役割を担う交通網として、国道11号から観音寺駅に向かう主要な生活道路である県道黒淵本大線、新たなスマートインターチェンジから中心市街地を結ぶ路線及び大野原インターチェンジから中心市街地を結ぶ市道観音寺大野原線を位置づけます。これらの市域内道路について、安全で快適な道路空間として拡幅整備、歩道の設置などを推進します。

◇地区内道路

地区内道路は地区間の交通を円滑にするための道路として、都市内連携交通ネットワーク、市域内交通ネットワークを補完する短い移動交通を処理する道路であり、中心拠点内における地区内道路として、内環状連絡軸である市道中央七間橋線、観音寺港と観音寺駅を結ぶ県道観音寺港線及び用途地域南端の幹線として臨海部へのアクセス道路である都市計画道路柞田川右岸線を位置づけます。

また、地域拠点内における地区内道路として、国道11号と国道377号を結ぶ県道先林姫浜線及び県道豊浜停車場線、国道11号から観音寺市豊浜総合体育館(すぽっシュTOYOHAMA)へつながる市道国道長谷線を位置づけます。

さらに、中心市街地において、生活道路が不十分な地区や、木造住宅が密集し、道路の幅員が狭く、災害時の延焼や救急活動などにおいて問題がある地区においては、拡幅などにより改善を進めます。

身近な地区内道路については、歩道の設置や幅員の狭い道路の拡幅などにより、生活道路としての安全性を高めます。

◇安全・安心で快適な道路空間の形成

人を優先した安全・安心な歩行者空間を形成するため、通学路などでは、歩道や交通安全施設等の整備を推進します。また、歩道の整備が困難な地域においては、カラー舗装化などによる視線誘導や防護柵設置等の方法を活用します。

また、歩行者と車両との分離や、段差のない歩道づくりを進め、高齢者や障がい者、ベビーカー利用者など、誰もが安心して通行できるバリアフリー化された歩行者空間の整備を推進します。

さらに、魅力ある街なみを創出し、質の高い生活空間やゆとりと潤いのある居住環境を形成するため、道路緑化や道路の美装化など、地域のまちづくりと連携した道路整備に取り組みます。

◇歩行者・自転車利用空間の形成

自動車利用に過度に依存しない、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共施設や生活利便施設、交通結節点などを連絡し、各施設間を安全で安心して移動できる歩行者・自転車ネットワークの形成に努めます。

また、本市及びその周辺には多くの四国八十八箇所霊場が存在しており、近年では歩いて巡礼する歩き遍路が増えています。このような歩き遍路が安全に安心して巡礼できる遍路道の歩行空間を確保するべく、歩道や案内板の整備などを検討します。

さらに、レクリエーションや健康志向の高まりによる自転車利用の増加に対応し、現道における自転車レーンの確保や河川沿いの広域自転車道の保全と接続する自転車道の整備などを促進します。

◇駐車場・駐輪場の整備

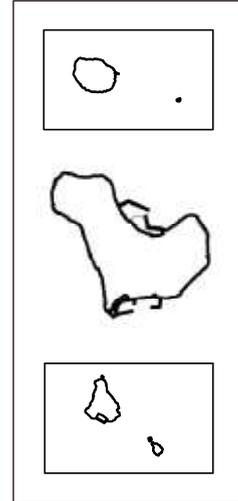
鉄道駅やバス停等における交通結節機能の強化を図るため、駐車場・駐輪場の整備について検討します。

③道路施設の長寿命化

◇道路や橋りょうなどの道路施設の維持管理にあたっては、これまでの事後的な維持修繕から、予防保全的な維持修繕へと転換を図り、道路施設の長寿命化を推進するなど戦略的な維持管理に努めます。

道路網の整備方針

- 市内連携交通（内環状道路）ネットワーク
 - （主） 観音寺善通寺線の一部
 - （県） 観音寺（港） 観音寺（停） 線の一部
 - （県） 粟井観音寺線の一部
 - （主） 観音寺池田線の一部
 - （市） 中央七間橋線



- 市内連携交通（外環状道路）ネットワーク
 - 国道11号の一部
 - 国道377号の一部
 - （主） 観音寺池田線の一部
 - （主） 善通寺大野原線の一部
 - （主） 丸亀詫間豊浜線の一部

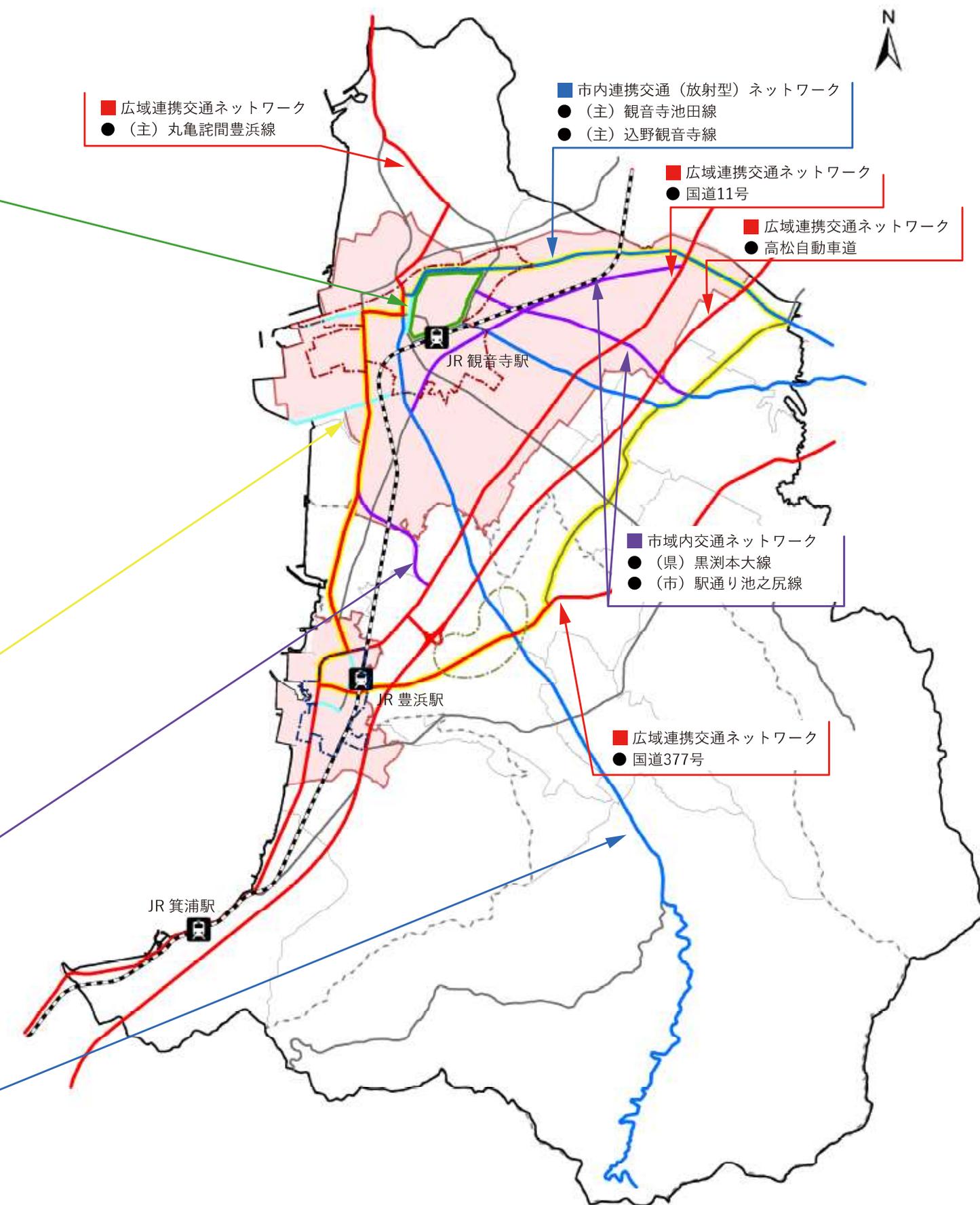
凡例

- 観音寺中心拠点（居住誘導区域）
- 豊浜地域拠点（居住誘導区域）
- 大野原生活拠点（地域中心住宅地域）
- 広域連携交通ネットワーク
- 都市内連携交通（放射型）ネットワーク
- 都市内連携交通（外環状道路）ネットワーク
- 都市内連携交通（内環状道路）ネットワーク
- 市域内交通ネットワーク
- 地区内道路
- 都市計画区域

- 市域内交通ネットワーク
 - （市） 観音寺大野原線

- 市内連携交通（放射型）ネットワーク
 - （主） 観音寺佐野線





(2)公共交通網の整備方針

①コンパクトなまちづくりを支える公共交通ネットワーク

- ◇それぞれの拠点が有機的に結ばれ、利便性が高く安全で円滑な交通が確保された「コンパクトなまちづくり」を進めるため、道路整備と公共交通の利用促進を組み合わせながら、効果的な公共交通ネットワークの形成を推進します。
- ◇「コンパクトなまちづくり」を推進し、高齢社会に対応した多核連携型都市構造の実現に向け、自家用車から公共交通への利用転換を積極的に推進します。推進にあたっては、基幹的な公共交通連携軸（地域基幹連携軸、地域連携軸、生活連携軸）の設定とともに、交通結節点の改善や徒歩・自転車による移動環境の改善など一体的に取り組みます。

②地域の生活を支え、交流を促進する公共交通網の維持・充実

- ◇地域内や周辺地域を相互に連絡するのりあいバスについては、利用実態に応じ効率化を図りつつ路線を維持します。
- ◇経路検索サービスへの情報提供など、バス利用環境の向上に取り組みます。

③生活利便性を維持するバス交通の充実

- ◇多様な都市機能の集積や人口誘導を進める観音寺居住誘導区域においては、都市機能の利便性を高めるため、今後、まちづくり計画と連携した公共交通体系の見直しを行い、中心市街地をめぐる循環バスの運行について検討し、市街地路線の充実を図ります。

④交通結節点の機能向上

- ◇JR観音寺駅においては、鉄道事業者と、駅構内のバリアフリー化を含めた、都市の顔としてふさわしい空間整備を検討します。
- ◇広域連携交通と都市内連携交通の円滑な接続を図り、市街地へのアクセス強化を図るため、新たにスマートインターチェンジを整備し交通結節機能の向上を図ります。
- ◇鉄道・バス等公共交通の利用促進や自家用自動車・自転車・徒歩から公共交通へのスムーズな乗り継ぎ等の利便性向上の視点から、乗り換えを踏まえた公共交通相互ダイヤの調整や乗り場位置の変更による移動距離の短縮、バリアフリー動線の確保について検討します。



観音寺市役所



市民会館



丸亀詫間豊浜線



中央七間橋線

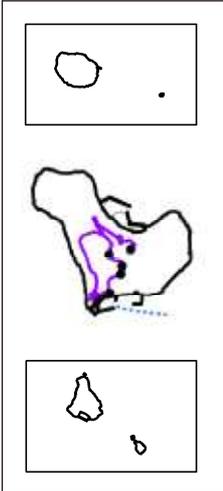


三豊総合病院前（バス停留所）



のりあいバス位置表示システム（テスト運用中）

公共交通網の整備方針



凡例

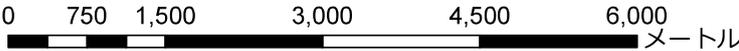
- 観音寺中心拠点（居住誘導区域）
- 豊浜地域拠点（居住誘導区域）
- 大野原生活拠点（地域中心住宅地域）
- 都市計画区域界

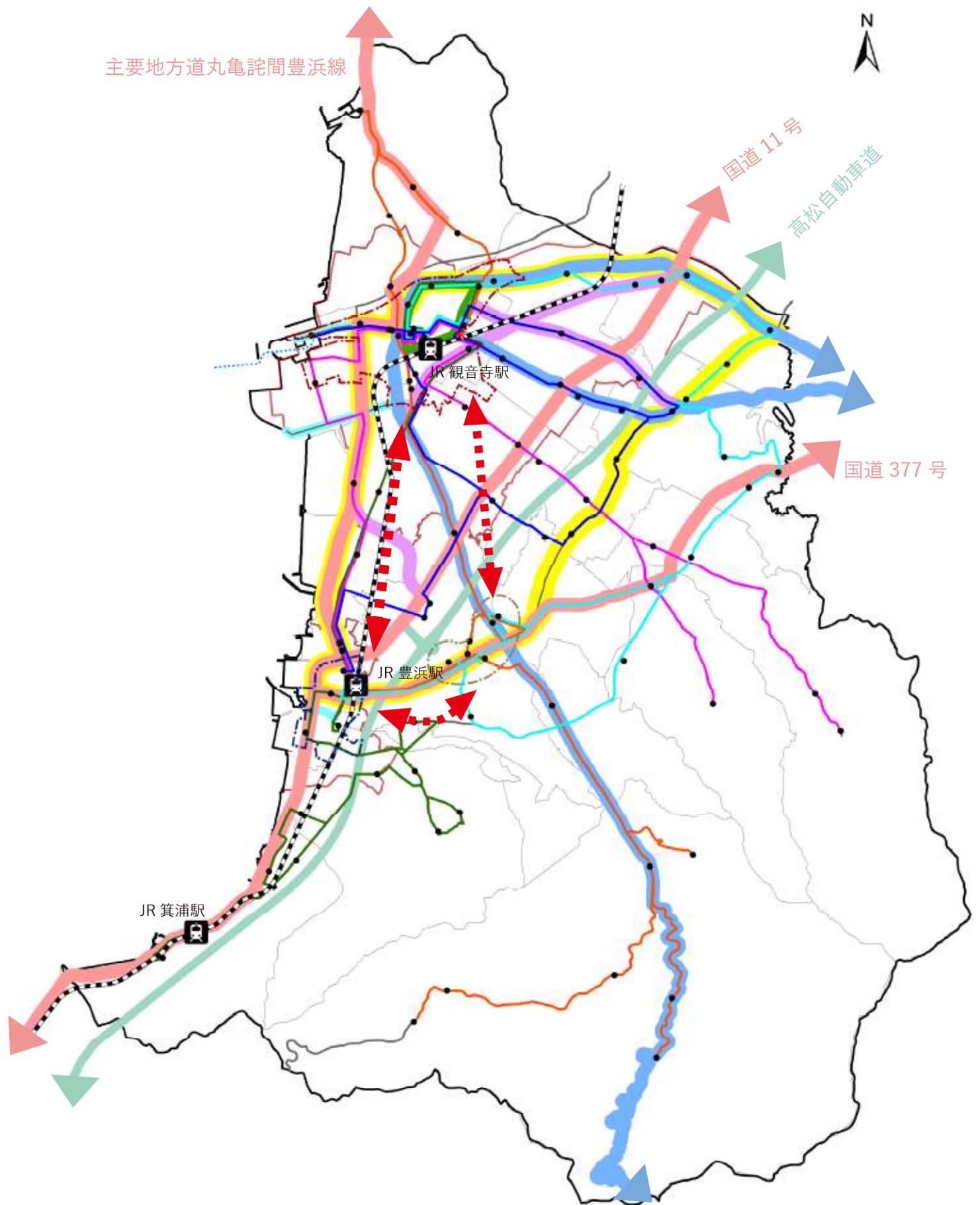
道路整備方針

- 広域連携交通ネットワーク
- 広域連携交通ネットワーク（高松自動車道）
- 都市内連携交通（放射型）ネットワーク
- 都市内連携交通（外環状道路）ネットワーク
- 都市内連携交通（内環状道路）ネットワーク
- 市域内交通ネットワーク
- 地区内道路

公共交通網

- 内循環線
- 外循環線
- 栗井姫浜線
- 五郷高室線
- 箕浦観音寺線
- 伊吹線
- 伊吹航路（フェリー）
- 鉄道（JR）
- のりあいバス停留所





3.災害に強い都市づくりの方針

安全・安心なまちづくりを推進するため、台風や豪雨などによる水害や土砂崩れ、地震による津波などさまざまな自然災害や都市災害に対応できるまちづくりを進めるとともに、災害発生時の避難・救命・防災活動を支える基盤の充実を図ります。

また、「国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能なまちを目指して、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するため、事前の防災・減災への取組をより力強く推進します。

3-1 基本方針

(1)総合的な地域防災対策の推進

- ◇自然災害は完全に防ぐことはできないことから、「防災」に加え災害時の被害をできる限り減らす「減災」を図るとともに、災害発生後の速やかな復旧・復興が可能な災害に強い都市を目指します。
- ◇平成16(2004)年の台風被害などの教訓を活かし、構造物による防災対策(ハード対策)に加え、「逃げること」など防災知識の普及啓発等のソフト対策の両面から災害に強いまちづくりを推進します。
- ◇コンパクトなまちづくり形成の取組において、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を促進するとともに、居住等を誘導すべき区域等においては、河川や公共下水道等の整備など防災に向けた整備を推進します。
- ◇台風や想定外の豪雨による浸水被害を防止・軽減するため、河川改修の促進や優良農地の保全等、雨水排水対策の強化を図ります。また、土砂災害を防止するため、砂防・治山対策を促進します。
- ◇地震に対する都市の防災性を高めるため、建物・ライフライン*の耐震化や救援・救護の活動拠点となる公園整備など、災害に強い都市基盤づくりを進めます。
- ◇災害時には、円滑な避難や迅速かつ的確な救助・支援物資の輸送ができるよう、道路・橋りょうの耐震化や代替ルートの整備に取り組みます。あわせて、高速道路、鉄道、航路など、多様な輸送ルートの確保による緊急輸送網の構築を図ります。

3-2 整備方針

(1) 水害に強いまちづくりの推進

- ◇河川や水路、公共下水道などの整備を推進するとともに、立地適正化計画において適正な土地利用を誘導するなど、水害に強いまちづくりを推進します。
- ◇集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等の災害リスクを低減し、市民生活の安定を図ります。

(2) 総合的治水対策の推進

①河川改修

- ◇治水機能の向上と浸水被害の防止・軽減を図るため、香川県による一の谷川をはじめとする河川改修事業を促進するとともに、これらの整備と連携しながら、市内の流域全体を見据え、準用河川や普通河川の適切な維持管理に努めます。あわせて、河川の浚渫など、適切な機能確保に努めます。

②雨水貯留・流出抑制

- ◇雨水流出量の抑制のため、農地や緑地の保全による保水・遊水機能の保持などに努めます。
- ◇新たな開発にあたっては、流域への雨水流出による負荷を低減するよう、適切な開発指導に努めます。

(3) 津波対策の促進

- ◇瀬戸内海の沿岸部では、津波災害による被害を防ぐため、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」(香川県・平成26年度策定)との連携を図りながら、海岸堤防や防波堤などの必要な施設の整備・改修とともに、点検・性能評価を促進します。
- ◇津波等に対する減災機能を強化するため、関係機関とともに河川堤防の耐震化を促進します。
- ◇海岸保全施設で防御しきれないレベルの津波に対しては、避難することを前提に浸水想定区域内の津波避難路、津波避難施設の整備や確保に努めます。
- ◇地域の実情に応じ、自主防災組織等を通じて、津波から命や暮らしを守る方策について、住民・事業者等とともに検討を進めます。

(4) ため池改修・ため池災害対策

- ◇市内に数多く存在するため池について、香川県が進める「香川県老朽ため池整備促進計画第11次5か年計画」(香川県・平成30年度策定)に基づき改修を促進します。
- ◇ため池ハザードマップ、浸水想定区域図の作成とその普及を促進し、災害リスクの低減に努めます。

(5) 土砂災害対策

- ◇急傾斜地崩壊対策事業、砂防工事等を促進し、災害リスクの低減に努めます。
- ◇土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定箇所においては、住民周知を図るとともに安全対策に努めます。
- ◇土砂災害の発生のおそれのある土砂災害危険箇所等について、災害が発生したときの被災範囲を示すハザードマップを作成し、普及啓発を図ります。
- ◇土石流発生危険渓流においては、重点的に砂防工事を施工し、土石流の流下を未然に防止できるよう事業を促進します。

(6) 震災・火災に強いまちづくりの推進

火災や震災に強く安全なまちづくりを目指し、道路や公園の整備、建築物の耐震化・不燃化などに取り組みます。また、既成市街地においては、住民参加によるまちづくりの手法を活用し、主要な生活道路や幅員の狭い道路の改善、オープンスペースの確保に努め、消火活動が困難な区域の解消に努めます。

① 建築物の耐震化

- ◇観音寺市耐震改修促進計画に基づき、防災拠点施設の耐震化を促進します。特に、地震災害発生時に災害応急対策の実施拠点となる庁舎や避難所となる学校などについては、耐震化に優先して取り組みます。
- ◇民間建築物について、老朽建築物の撤去や耐震診断及び耐震改修の必要性について積極的な普及啓発などを行うことにより、新築、建替、改修時において地震や延焼火災に強い建物・住まいづくりを促進します。

② 密集市街地の解消

- ◇木造家屋が密集する市街地では、建築物の不燃化、オープンスペースの確保などにより、防災性の向上を図ります。

③ 公園等の整備

- ◇公園の避難地としての機能や火災延焼等の被害拡大防止機能を活かすため、公園区域の拡大や施設の拡充について検討します。

④ ライフラインの耐震化

- ◇上水道及び下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気、ガス、通信事業者との連携により、総合的なライフラインの耐震化を促進します。

⑤災害復旧・応急体制の充実

- ◇避難、救出、救助等の災害応急活動や緊急輸送のための緊急輸送道路の整備や沿道建築物の耐震改修を促進しています。
- ◇公園に防災・復旧支援機能を持たせ、地域の安全性向上と救援・復旧活動の拠点として活用できるよう施設整備に努めます。
- ◇防災活動上重要な施設(本庁舎・消防署等)には、災害時の応急活動に必要な設備を計画的に設置し、防災機能の充実を図ります。
- ◇早急な避難により、人的被害を低減できるよう、地域ごとに避難路、避難施設の整備や避難場所等避難空間を確保し、それらの情報を市民に対して周知徹底するよう努めます。
- ◇地震による津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策、被災後の早期復旧・復興に向けた対策を関係機関と連携して推進するとともに、事業継続計画(BCP)を策定し、被災し資源制約下であっても災害対応等の業務を適切に行えるよう努めます。また、各種団体などとも防災協定を締結し、迅速な応援体制の整備に努めます。

(7)被害防止のための居住等の適正な立地誘導

- ◇立地適正化計画において災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進することにより、甚大な浸水被害の恐れのある区域における無秩序な市街化の抑制を図ります。

(8)自助・共助による防災まちづくりの推進

- ◇災害発生時において、市民(自助)、地域(共助)、行政(公助)の各々がそれぞれの役割を確実に果たすとともに、連携することにより被害の軽減、拡大防止が図れるよう、住民の連帯感の下に自主防災組織の結成、機能強化を進め、地域防災力の向上に努めます。
- ◇市民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図ります。

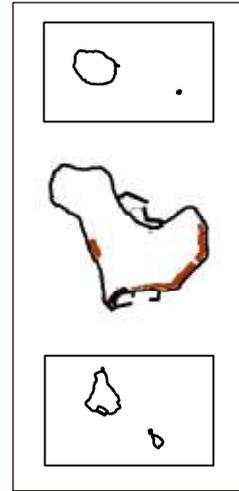


防災訓練

災害に強い都市づくりの方針

■ 浸水対策

- 河川や水路等の整備による浸水対策の推進



■ 耐震・防火対策

- 公共施設及び避難施設の耐震化推進
- 人口密度が高く、道路幅員が狭い地域での防災環境の向上

■ 津波対策

- 南海トラフ地震によって発生する津波被害を最小限に防止する粘り強い港湾施設の整備

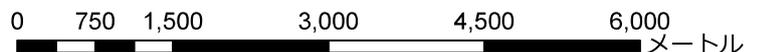
■ 土砂災害対策

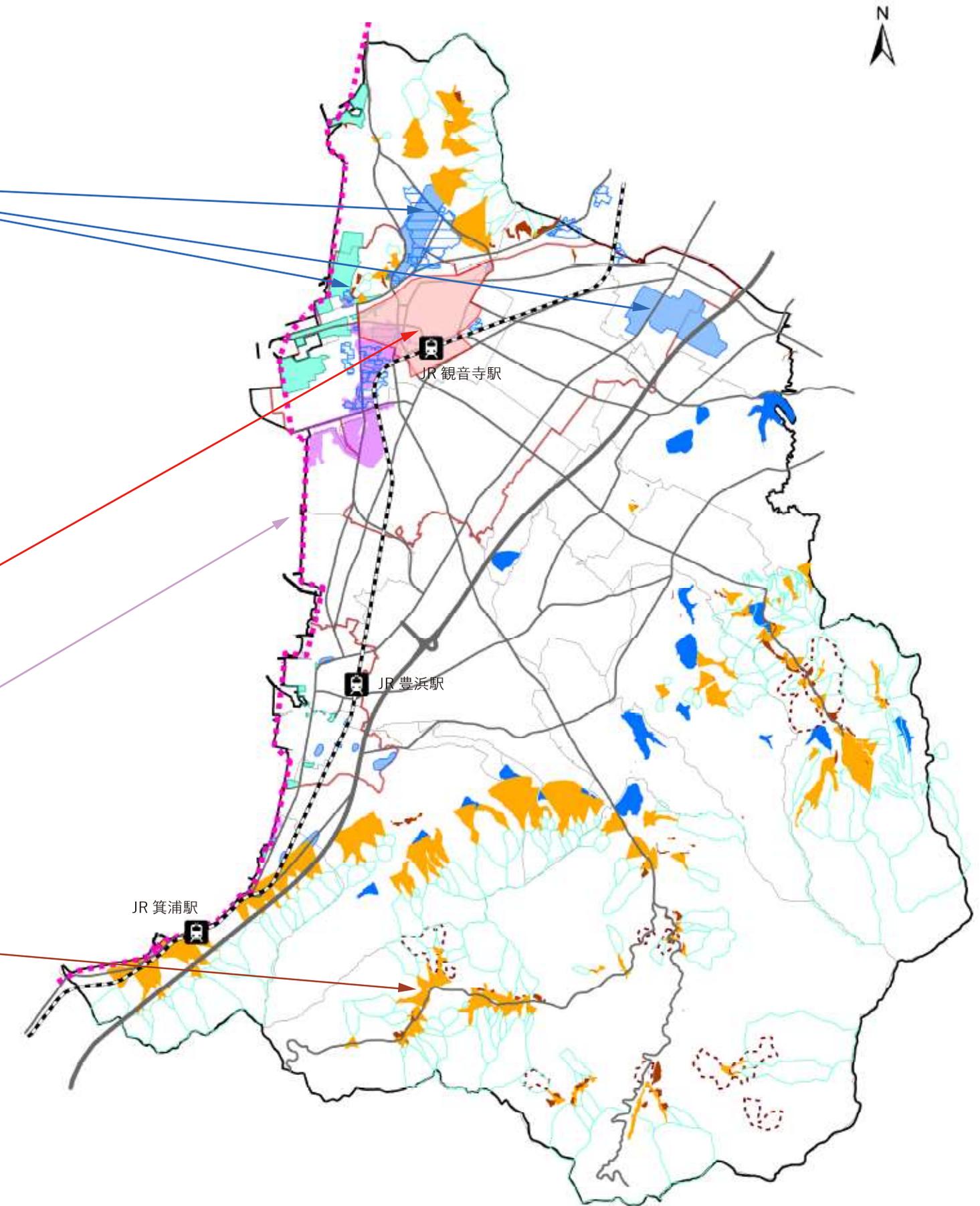
- 土砂災害への継続的対応
- 土砂災害警戒区域、特別警戒地域の現状を把握するとともに、指定状況に即した防災環境の向上に努める
- 土石流、急傾斜、地すべり危険箇所等の市街化の抑制

凡例

- 高松自動車道
- 幹線道路
- 鉄道
- 都市計画区域
- 耐震・防火対策
- 津波・高潮対策
- 大雨による浸水区域
- 高潮による浸水区域
- 地震による浸水想定区域 (浸水深30cmが30分以内に到達する区域)
- 財田川浸水想定区域 (浸水深2m以上)
- 土砂災害警戒区域 (土石流)
- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地)
- 土石流危険渓流
- 地すべり危険箇所
- ため池改修の対象池

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
土砂災害防止法の一部改正により、土砂災害警戒区域 (土石流・急傾斜地) を追加した。土砂災害特別警戒区域については、範囲が小さいため、右図には記載していない。
- 土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所
土砂災害警戒区域と重なるため、図から削除した。





4.生活排水処理施設・供給施設の方針

生活排水処理施設は、快適な生活環境の確保や河川・ため池等の水質保全、さらには大雨時における浸水被害の軽減など、総合的で多面的な機能・役割を有し、市民生活に欠かすことのできない生活基盤であると同時に、河川等に生息する魚類、動植物などの生態系を保全するためにも重要です。

このため、市域全体の生活排水処理施設の整備促進に努めます。

また、供給施設(上水道)は、市民生活に欠かせない安全でおいしい水を供給するための重要な施設であることから、水道事業の基盤を強化し、安全・安心な水道水の安定的な供給に取り組みます。

4-1 基本方針

(1) 効率的な施設整備の促進

公共下水道などの汚水処理については、近年の人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、地域の実情に合せた効率的な汚水処理施設の整備促進に努めます。

(2) 総合的な浸水対策

市民生活や生命・財産に大きな影響を与える浸水被害については、雨水ポンプ場や雨水貯留施設の整備などのハード対策と浸水関連の情報提供などのソフト対策を効率的に組み合わせた総合的な浸水対策を推進します。

(3) 災害に強い下水道づくり

老朽化の進む処理施設や管きよの改築・更新により、災害に強い下水道づくりを進めます。

4-2 整備方針

(1) 計画的な生活排水処理施設の推進

生活排水処理施設の整備は、「観音寺市生活排水処理構想」に基づき、公共下水道事業や農業集落排水*事業の実施、合併処理浄化槽の普及の推進などにより整備を進めています。

平成30(2018)年度末の観音寺市の汚水処理人口普及率は59.1%となり、今後は人口減少などの社会状況の変化や厳しい財政事情を総合的に見定め、老朽化する下水道施設の効率的な改築・更新及び安定した事業運営を図ることとし、人口動向やまちづくり計画との整合を図り、地域にあった適正な整備手法により、計画的な汚水処理施設の整備促進に努めます。

また、観音寺市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、既存ストックを有効に活用することを基本とします。

立地適正化計画において居住誘導区域に定めた地域においては、下水道施設の重点的な整備を行い、人口や都市機能の集積に適切に対応します。

生活環境の改善を図るため、汚水処理施設の適正な維持管理や公共下水道区域での下水道等への接続に関する普及啓発活動の推進に努めます。

(2) 災害に強い下水道づくり

安定した下水道機能の維持を図るため、観音寺中心地域などを中心に、これまで整備してきた既存の施設の有効活用を図りつつ、老朽化の進む処理施設や管きよの改築・更新を進め、浸水被害の軽減を図ります。

(3) 適切な維持管理

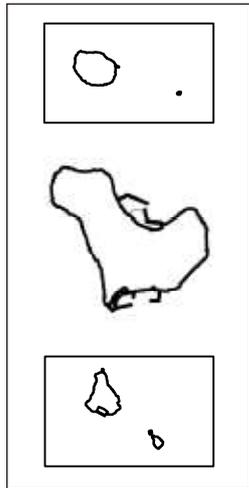
市民生活を支える重要な生活基盤として、経営戦略に基づき、経費節減などによる合理化を図るとともに、下水道施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメントに基づく計画的な維持管理や、効率的な老朽管対策などの改築更新による安定的・持続的なサービスの提供に努めます。また、人口減少などに伴う厳しい経営環境を踏まえ、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業化に向けた対応を進め、健全な事業経営を推進します。

(4) 上水道(供給施設)の基盤強化

平成30(2018)年より、香川県広域水道企業団が設立され、本市を含む県下全域の水道事業が統合されました。

今後は、香川県広域水道企業団西讃ブロック統括センターのもと、水道施設等の必要な施設整備、維持管理、運営等の効率化を進めることにより、水道事業の基盤を強化し、安全・安心な水道水を安定的に供給します。

生活排水処理施設・供給施設の方針



観音寺第一ポンプ場

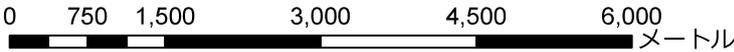
観音寺第二ポンプ場

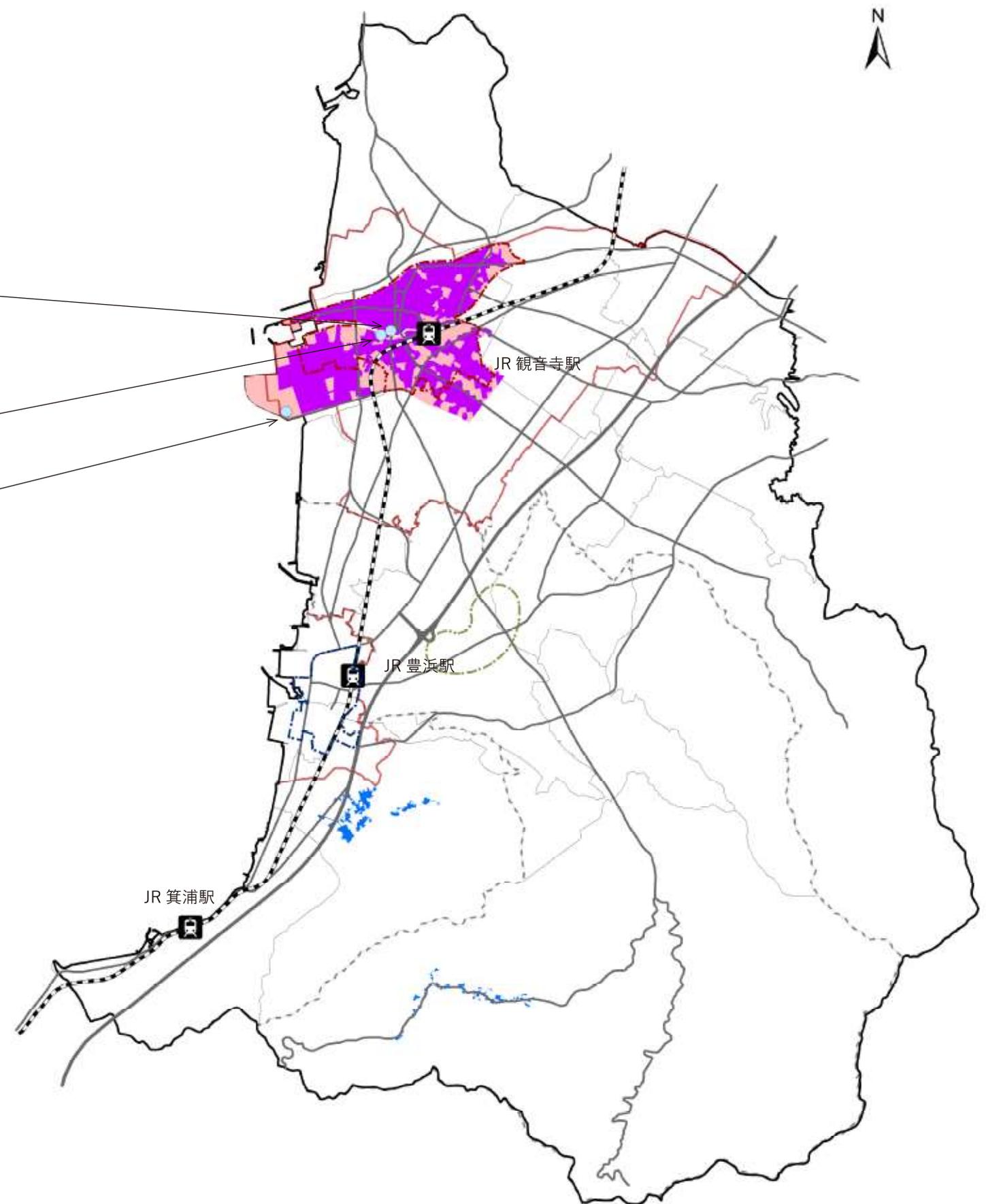
観音寺下水浄化センター

凡例

-  観音寺中心拠点（居住誘導区域）
-  豊浜地域拠点（居住誘導区域）
-  大野原生活拠点（地域中心住宅地域）
-  都市計画区域界
-  公共下水道（既整備）
-  農業集落排水（既整備）
-  公共下水道事業区域
-  ポンプ場

※公共下水道及び農業集落排水の既設整備は平成29年度末時点
 ※公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域は、「観音寺生活排水処理構想（平成30年度）」より





5.公共施設の整備方針

公共施設については過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるなか、財政状況は依然として厳しい状況にあります。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要の減少が予測されるなどにより、総量削減が求められています。

一方で、公共施設は都市を構成する主要な都市機能であることから、将来の計画的なまちづくりのためのツールとして活用します。このため、公共施設の総量削減と併せ、面的把握を行い、将来の都市構造との整合を図り、将来のまちのあり方に配慮した配置や整備により、持続可能で健全なまちづくりを目指します。

また、公共施設は市民にとって安全で利便性の高い施設とし、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化の推進、環境負荷の軽減に配慮した維持管理、整備を進めます。

5-1 基本方針

(1) 将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置

コンパクトシティと整合性をとりながら、民間サービスの活用も含め、公共施設の統廃合を検討します。

また、民間施設が集積しているまちの中心拠点や生活拠点を重視し、公共施設を維持・更新・整備するといった公共施設の再編を進めます。

(2) 公的不動産を活用した不足する民間機能の誘導

コンパクトシティを進めるなかで居住者の利便性を確保するためには、まちの中心拠点や生活拠点に民間の生活サービス機能(医療、福祉、子育て支援、商業等)が必要となります。このため、既存ストックの活用や集客力の向上等の観点から、本市の貴重な財産である学校跡地等の公有地の活用や公共施設との合築により民間機能を整備することなど、公的不動産の活用について検討します。

(3) バリアフリーのまちづくりに向けた公共施設の整備

高齢者や障がい者の増加へ対応し、誰もが安心して利用しやすいよう段差等の物理的障壁(バリア)を除去するとともに、高齢者、障がい者等の社会参画の拡大の推進、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も含め、公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。

5-2 主な公共施設の整備方針

(1) 住宅

① 公営住宅

市営住宅を取り巻く環境の変化に的確に対応した効率的かつ適切な市営住宅の改善・更新を図ります。

団地の統合建替や廃止により、全体戸数の縮小を図るとともに、観音寺市営住宅長寿命化計画に基づき予防保全的な修繕を実施することにより長寿命化を図ります。また、修繕に合わせ、高齢者等が安全で安心して居住できるように福祉対応改修を進めます。

市営住宅の統合建替などの検討にあたっては、居住誘導区域内における施設立地を優先します。

② 一般住宅

本格的な超高齢社会への対応として、特に、高齢者が多く住んでいる中心市街地などにおいて、バリアフリー化を施す高齢者向けの住宅整備を促進します。また、人口減少に歯止めをかけるためにも、若者が定住できる環境づくりとして、若者定住向け住宅の整備を促進します。

なお、まとまった規模の集合住宅等については、居住誘導区域内での立地を誘導します。

(2) 教育施設

観音寺市立学校等再編基本方針に基づき、幼稚園、小学校、中学校の統廃合を進め施設数の縮小を図ります。

今後、児童数の推移を把握し、新たな再編方針の策定を検討します。

また、幼稚園、小学校等の統廃合の動向を踏まえ、その跡地利用については、民間機能の誘導の種地としての活用も含め、適正な管理、運用方法を検討します。

さらに、地域の公民館やコミュニティセンター等についても地域コミュニティ機能や生涯学習機能などの拡充を図ります。

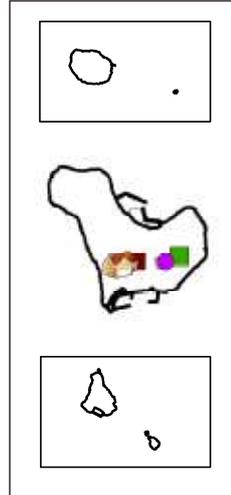
(3) その他施設

市内に残る文化財、四国八十八箇所霊場及び祭礼等の歴史・文化遺産は、かけがえのない本市の財産として後世に残すとともに、広く市の内外に向けての情報発信を推進します。

ちょうさ会館と豊浜郷土資料館は、国道11号に隣接しており、また、大野原インターチェンジ及び国道377号、主要地方道丸亀詫間豊浜線の結節点に近いことから、本市の文化や歴史等の情報を発信するうえで絶好の立地条件を有しており、その有効活用を検討します。

ふるさと学芸館は、小学校の統廃合により閉校した旧紀伊小学校の跡地を活用し、歴史・考古・自然科学その他さまざまな資料を多数展示するとともに、先人の暮らしぶりを体験できる体験型の機能を有しており、本市の文化や歴史等の情報を発信する拠点施設としての活用を促進します。

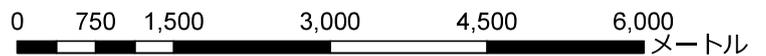
公共施設の整備方針

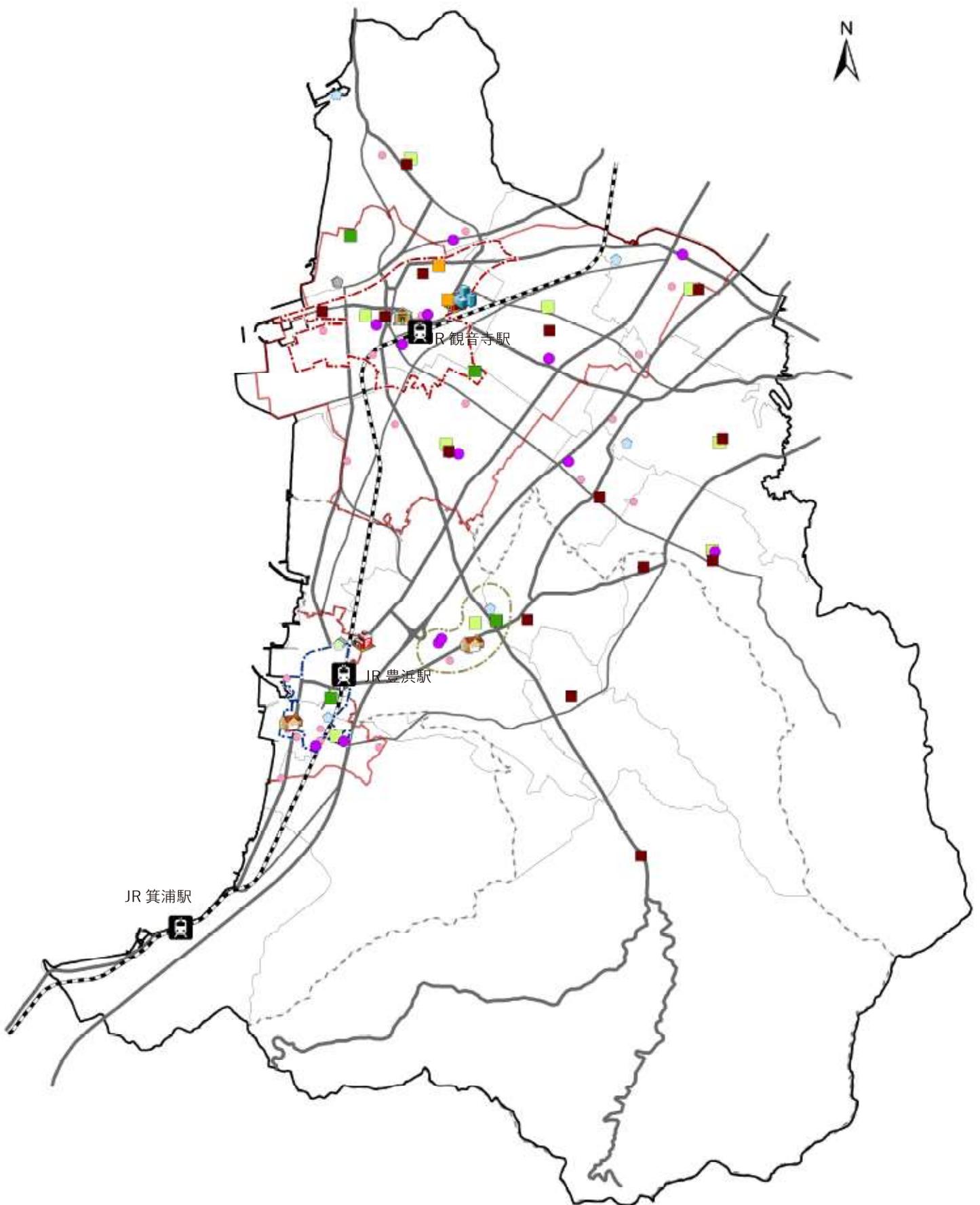


凡例

-  観音寺中心拠点（居住誘導区域）
-  豊浜地域拠点（居住誘導区域）
-  大野原生活拠点（地域中心住宅地域）
-  都市計画区域界

-  観音寺市役所
-  支所
-  JR駅
-  市民会館
-  公民館
-  小学校
-  中学校
-  高等学校
-  子育て施設（幼稚園・保育園）
-  図書館
-  スポーツ施設
-  資料館
-  消防機関
-  市営住宅





6.公園・緑地の整備方針

公園緑地は、都市全体の魅力の向上に寄与するとともに、子供から高齢者まで多くの市民の休息、散歩、遊び、レクリエーションなど余暇活動の場であり、豊かなコミュニティ形成、家族とのふれあいの創出を図る場としても利用されています。また、生活に潤いややすらぎを感じることのできる空間として、さらに、災害時の避難場所としての役割も有していることから、安全・安心な生活には欠かすことができない施設です。

整備にあたっては、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備に加えて、防災機能も兼ね備えた整備に努めます。

また、整備や維持管理において、官民協働型の取組を進め、地域との連携を図ります。

6-1 基本方針

(1)身近な安全で快適な公園づくり

誰もが快適に利用しやすい市民の憩いの場となる身近な公園づくりを進めます。

(2)防災に配慮した利用しやすい公園づくり

災害時の活用に向けた機能強化と合わせ、市民ニーズに沿った利用しやすい公園づくりを進めます。

(3)市民との協働による都市緑化の推進

緑豊かな都市づくりに向けて、計画的な緑地の保全、緑化の推進に取り組むとともに、市民・事業者・行政の協働による緑地の保全・維持・創出に努め、都市緑化を推進します。

6-2 整備方針

(1)公園の整備方針

①安全で快適な公園づくり

少子・超高齢社会に対応し、子育て世代や高齢者・障がい者をはじめ、誰もが快適に利用しやすいよう既存の公園・緑地の再整備や公園施設のユニバーサルデザイン化などを進めます。

公園では、出入り口の段差解消やトイレの改修などのバリアフリー化、さらには照明灯の設置や遊具の点検、樹木の剪定などの適正な管理に努めるとともに、市民が憩いとやすらぎを感じられる場としての魅力ある空間の創出を図ります。

②日常的に利用できる身近な公園の充実

生活の利便性や快適性を高めるため、身近に利用できる公園として誘致距離の比較的短い街区公園(誘致距離250m)、近隣公園(誘致距離500m)等の整備を推進します。

整備にあたっては、学校の統廃合に伴う跡地等の公共用地や工場跡地等の活用について検討します。

また、身近な緑や公園が不足している市街地周辺では、居住環境の向上や憩いの場を確保するため、空き地等を活用したポケットパーク*の整備についても検討します。

とりわけ、居住誘導区域内においては、人口の集積を図ることから、良好でゆとりのある生活環境の形成の観点から、重点的な公園整備に努めます。

利用しやすい公園の整備を進めるため、地域住民の参画による公園づくりを図るとともに、地域が主体となった身近な緑や公園の維持管理について支援します。

③施設特性に応じた利用しやすい公園づくり

観音寺市総合運動公園は、子どもからお年寄りまでが楽しめるスポーツ施設の適切な維持管理により、幅広い利用者による利活用を推進します。

名勝琴弾公園は、銭形砂絵、琴弾山、琴柱池等の観光資源を有しており、また、有明浜海水浴場や、周辺には観音寺ファミリーキャンプ場等、さまざまな機能があります。近年では日本学生トライアスロン選手権が開催されており、今後は、観音寺市を代表するウォーターフロント*の親水空間として、その利用用途を広げていきます。

萩の丘公園は、スポーツ施設としての利用や大谷池周辺などの自然とふれあう空間の利用を高めるため、遊歩道沿いの植栽や親水空間の適切な維持管理に努めます。

コミュニティ拠点内に位置する一の宮公園は、整備された砂浜やスポーツ施設、キャンプ場など、さまざまな機能を有しており、市外から訪れる人も多くなっています。今後は、進入道路の整備など、さらなる機能向上やイベント開催などにより市民ニーズに沿った施設整備を促進します。

④防災に配慮した公園づくり

災害に強い都市づくりの推進に向け、都市基幹公園等において減災や災害時の避難地、防災活動の拠点となる防災機能を備えた公園づくりに取り組みます。

⑤施設の利活用と適正な維持管理

市街地に近い公園においては、Park-PFI*(公募設置管理制度)など、民間による施設の利活用と管理によるサービス水準が高く効率的な施設運営について検討します。

また、市民が主体となって身近な公園や緑地の維持管理活動を行っていくことが望ましいことから、市民の意識啓発や活動への参加機会の創出、市民が主体的に参加する各種団体・ボランティア団体・NPO*法人などによる保全活動に対する支援を検討します。

さらに、公園利用者の安全性を確保するため、公園施設の長寿命化計画に基づき、公園施設及び遊具の改築・更新を進めます。

(2) 緑地の整備方針

① 計画的な緑地の保全、緑化の推進

森林や河川などの自然植生、市街地における公園や街路樹などを含めて、都市に潤いを創出する緑地環境の保全に努めます。

② 道路の緑化推進

市街地内の快適性を高め、本市の顔となる空間の創出を図るため、中心拠点や地域拠点では、主要幹線道路や幹線道路における連続的な植樹の形成、オープンスペースの確保に努めます。

③ 公共施設等の緑化推進による緑の保全

公共施設は、多くの人々が利用する施設であることから、利用者にやすらぎを与える空間として積極的な緑化推進に努め、緑の保全を図ります。

④ 身近な緑の保全・整備

地域のシンボリックな樹木や神社の社叢は、身近で貴重な緑の資源であることから、樹木の保全と緑化を促進します。

また、臨海部では、自然海岸の保全や瀬戸内海沿岸部の景観に配慮した緑地の整備を促進します。

⑤ 住民との協働による緑の保全

良好な都市環境を形成するため、民間施設や民有地における緑化の促進や住民による身近な緑地の維持管理など市民の緑化意識の啓発を図り、市民との協働による都市緑化を進め、緑の保全を促進します。

⑥ まとまった緑の保全

公園・緑道・河川敷における緑地は、身近でまとまった緑にふれる場として保全するとともに、利用しやすい場となるよう整備・改善を進めます。



銭形砂絵



ポケットパーク



財田川



総合運動公園



一の宮公園



魚見山森林公園

公園・緑地の整備方針

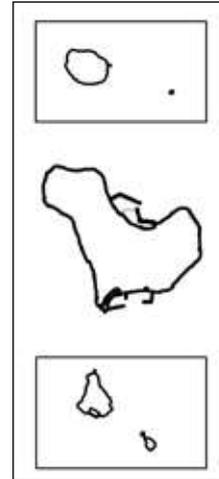
種別	番号	名称	面積(m ²)	誘致距離(m)
都市公園	1	観音寺市総合運動公園	134,500	1,000
	2	琴弾公園	385,554	
	3	一の宮公園	41,122	
	4	三本松近隣公園	5,445	500
	5	明星児童公園	1,193	
	6	山田児童公園	4,411	250
	7	ひがし児童公園	1,000	
	8	中央児童公園	635	
	9	見卓公園	537	
	10	柳町ふれあい広場	265	
	11	柳町にぎわい広場	242	
	12	はれはれ広場	588	
	13	瀬戸町ふれあい公園	782	
	14	観音寺小公園	404	
	15	角の町小公園	144	
	16	三本松緑地	12,177	500
都市公園以外	17	魚見山森林公園	113,400	1,000
	18	駅前ポケットパーク	202	250
	19	駅南広場	3,200	
	20	街角広場	512	
	21	茂木町子供の遊び場	335	
	22	仮屋町子供の遊び場	109	
	23	元町広場	88	
	24	ニッソ前園地	1,954	
	25	瀬戸町子供の遊び場	303	
	26	山田ふれあい緑地	42,354	1,000
	27	北条地区公園	368	250
	28	丸井平岡公園	708	
	29	雲辺寺ヶ原史跡広場	448	250
	30	五郷山公園	7,180	
	31	萩の丘公園	84,558	
	32	大谷やすらぎ公園	4,899	
	33	箕浦高架下緑地公園	939	
	34	高須賀夕映公園	20,000	
	35	みなと小公園	1,577	
	36	白坂川公園	574	
	37	大野原中央公園	6,683	
	38	苗手雇用促進住宅公園	276	
	39	ちょうさ展望所	279	250
	40	台山農村公園	1,241	
	41	みなとばし子供の遊び場	447	
	42	豊稔池遊水公園	516	
	43	一ノ谷池親水公園	6,505	
	44	旧五兵衛池さくら公園	2,465	
	45	ふれあい展望所	450	
	46	箕浦工業団地緑地	325	
	47	柞田町油井開発公園	221	
	48	野々池中央公園	269	
	開発許可	49	道満西団地きらめき公園	188
50		明日香台開発公園(その1)	205	
51		明日香台開発公園(その2)	146	
52		グリーンハイヴ植田開発公園	264	
53		出作開発公園	134	

■ 室本港

- マリンレジャーとスポーツ施設の利用促進

■ 琴引公園周辺

- 親水空間として利用促進
- キャンプ場の整備保全(青少年育成キャンプ場)



■ 大野原中央公園

- イベント開催の促進

■ 一の宮公園

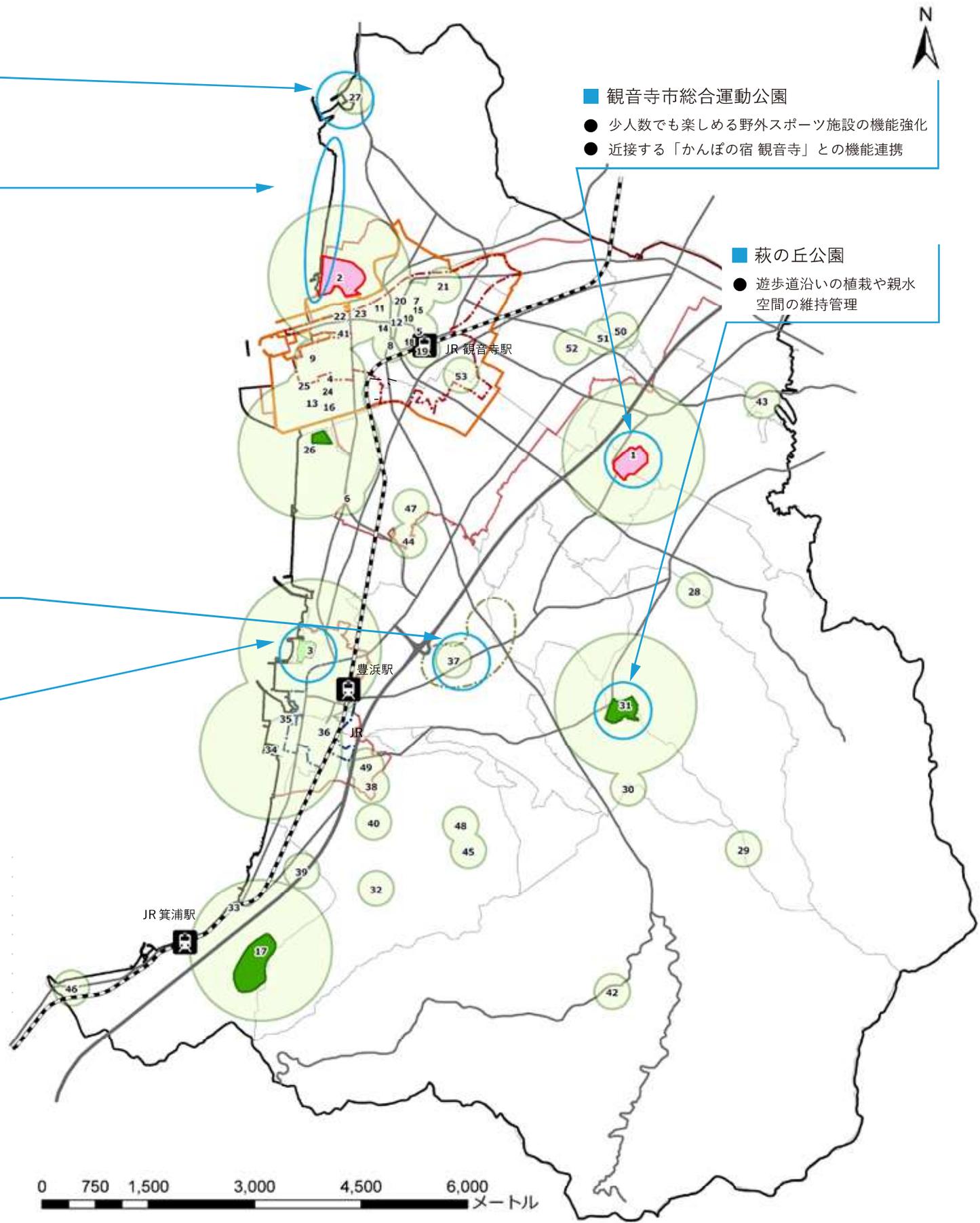
- 進入進路の整備などさらなる機能向上
- イベント開催の推進

※誘致計画は、街区公園、近隣公園、地区公園については、都市計画マニュアル1【都市計画・公園緑地編】を参照する。その他公園については、公園面積に応じて誘致距離を設定した。

公園面積	誘致距離
1.0ha未満	250m
1.0ha以上 2.0ha未満	500m
2.0ha以上	1,000m

凡例

- 観音寺中心拠点(居住誘導区域)
- 豊浜地域拠点(居住誘導区域)
- 大野原生活拠点(地域中心住宅地域)
- 住宅地区
- 高松自動車道
- 幹線道路
- 鉄道
- 都市計画区域界
- 一般風致・一般運動公園
- 地区公園
- 近隣公園
- 街区公園
- その他公園
- 誘致距離



7.水と緑のネットワーク形成の方針

本市の南部に連なる雲辺寺山、大谷山や北部に位置する稲積山は、豊かな自然環境を有し、都市を形つくる背景となっています。また、平野部を流れる柞田川をはじめとする河川は、山地から田畑やため池、市街地を結び瀬戸内海に至る都市環境や自然生態系の軸となっています。

一方、西部には瀬戸内海が広がり、沿岸部には、良好な海浜景観を形成する有明浜、一の宮海岸を有するなど、水と緑に恵まれた特性を有しています。

このような本市の特性を活かした豊かな水と緑のネットワークの形成により、住民のふれあいと交流の場の創出、心と息の空間整備、自然環境の保全などを推進します。

7-1 基本方針

(1)軸と拠点によるネットワーク

平野部に広く点在するため池や海浜部の自然海岸などの「水辺の拠点」を結び潤いある都市環境や自然生態系の軸として都市を構成する「水の軸」と豊かな自然環境を有する山地や市街地周辺の公園など「緑の拠点」を含む「緑の軸」の連携により、各資源の魅力をより高め、市街地と郊外の一体的な水と緑のネットワークを形成します。

(2)環境保全と水と緑に親しむ空間づくり

水と緑のネットワークの形成により、豊かな自然環境の保全と身近で親しみある水辺空間づくりを進めます。

7-2 整備方針

(1)水辺の拠点の整備

- ◇有明浜、一の宮海岸は海水浴場として利用されるとともに、有明浜については、本市の天然記念物に指定される多様な海浜植物が生育し、また、日本の夕陽百選にも選定されるなど、ともに良好な海浜景観が形成されています。
- ◇有明浜、一の宮海岸を「水辺の拠点」として位置づけ、景観及び海浜植物の自生に配慮した海岸整備の促進や良好な空間を保全するための清掃活動や美化意識の向上など、海辺の環境美化を推進し、全国に誇れる水辺の空間づくりに取り組みます。
- ◇歴史的価値を有し、文化的景観を備えた豊稔池や郷土の原風景であるため池として、一ノ谷池、井関池、大谷池を「水辺の拠点」として位置づけ、良好な親水空間の保全や植栽の維持管理などにより、地域が誇れる水辺の空間づくりに取り組みます。

(2)水の軸の整備

財田川は西讃地域の大規模な2級河川として、本市の市街地の北部を流れ、堤防は丸亀市へと続く自転車道(丸亀琴平観音寺自転車道線)が整備されています。また、その一部には河川敷が整備され緑化がなされています。

河口部は豊かな汽水域が形成されており、市街地に近接した「水の軸」として位置づけ、都市環境や自然環境に配慮した河川改修や適切な河川敷緑地の維持管理を促進します。

柞田川は市域を南北に流れ、豊稔池、井関池などを通過しており、潤いのある都市環境や豊かな自然生態系の骨格を形成する「水の軸」として位置づけ、自然環境に配慮した河川改修や親水性を高める水辺の整備を促進します。

一の谷川は、本市の中心市街地を縦断しており、街中の潤いを感じることのできる水辺空間として、「水の軸」に位置づけ、河川の水質向上や河道整備などの環境整備を促進します。

(3)緑の拠点の整備

魚見山森林公園、雲辺寺山、江甫草山、稲積山は、自然とのふれあいや山頂からの眺望を楽しむことができる「緑の拠点」として位置づけ、適切な維持・保全を図るとともに、琴弾公園、一の宮公園、大野原中央公園は、市街地においてまとまった緑を有する「緑の拠点」として位置づけ、緑化を推進し、市民の憩いの空間づくりに取り組みます。

また、萩の丘公園、観音寺市総合運動公園、山田ふれあい緑地、一ノ谷親水公園は、郊外におけるスポーツやレクリエーションの場として「緑の拠点」に位置づけ、地域が誇れる緑の空間づくりに取り組みます。

(4)緑の軸の整備

魚見山森林公園を含む南部の山地や北部の山林は、土砂災害の防止や水源のかん養など、多様な機能を有するとともに、本市の美しく豊かな自然景観を形成する重要な要素として「緑の軸」に位置づけ、適切な開発誘導などにより、自然林の保全を図るとともに散策道の管理を推進するなど、豊かな自然資源として維持・保全します。

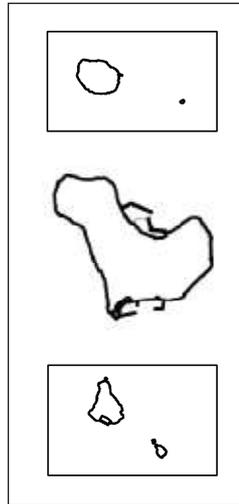
(5)環境保全の推進

水と緑のネットワークを形成する「水辺の拠点」、「緑の拠点」、「水の軸」、「緑の軸」は潤いある都市環境や自然生態系の骨格となる環境的な資産であることから、これらの適切な維持・保全活動や教育の場として活用することなどを通じ、都市の良好な環境保全や多様な動植物が生息する自然生態系の維持に努めます。

(6)水と緑に親しむ空間づくり

水と緑のネットワークにより、各資源の魅力をより高め、都市に残された貴重な水辺空間として、市民が身近に水と緑に親しむことのできる良好な空間づくりを推進します。

水と緑のネットワーク形成の方針



- 江甫草山
- 自然林の保全
- 散策道の管理

- 有明浜
- 海辺の環境美化推進

- 琴弾公園
- 緑化の推進
- 市民の憩いの空間づくり

- 水の軸（杵田川）
- 自然環境に配慮した河川改修
- 親水性を高める水辺の整備

- 山田ふれあい緑地
- 地域が誇れる緑の空間づくり

- 一の宮公園
- 緑化の推進
- 市民の憩いの空間づくり

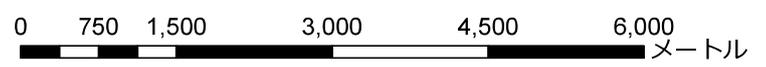
- 一の宮海岸
- 海辺の環境美化推進

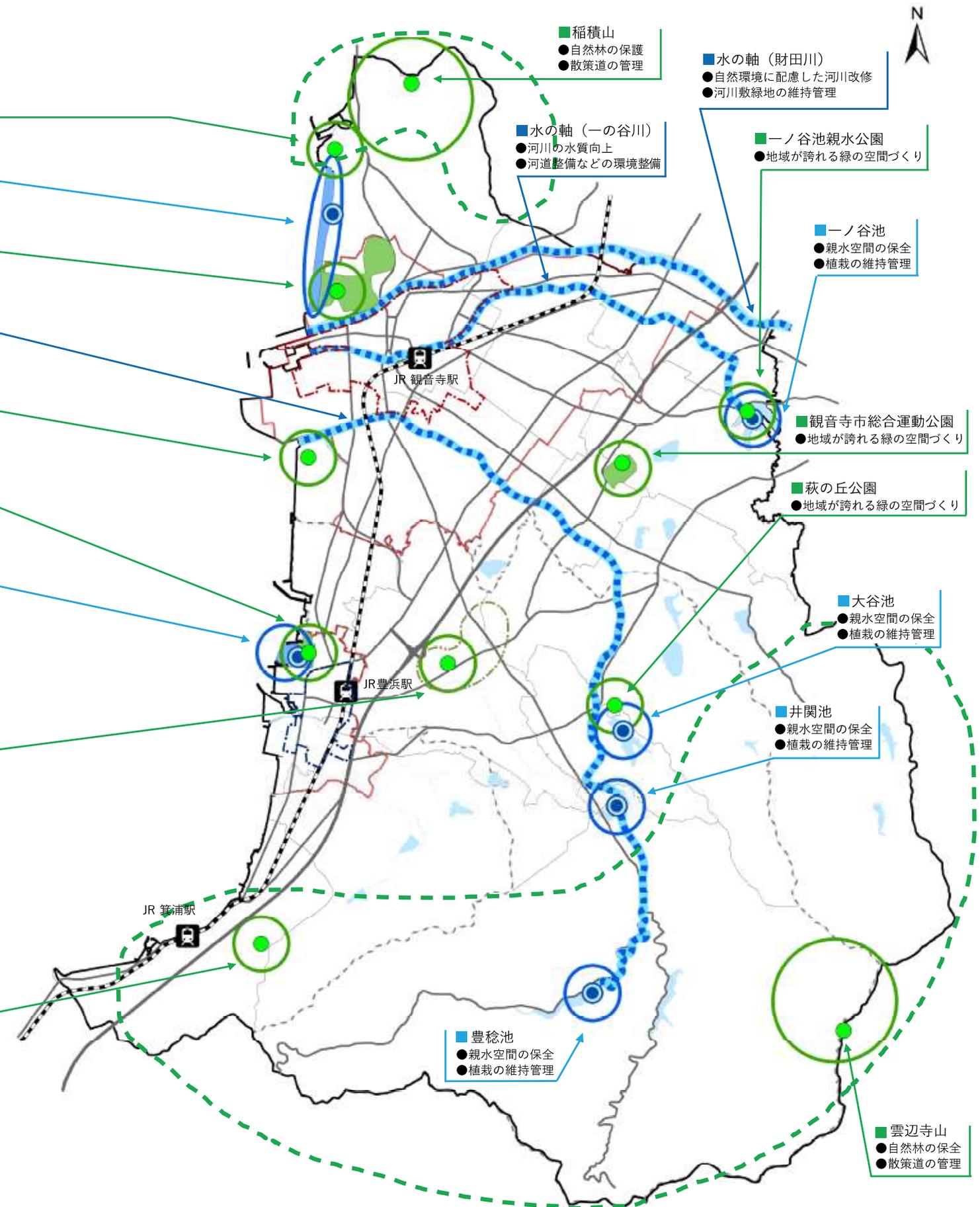
- 大野原中央公園
- 緑化の推進
- 市民の憩いの空間づくり

- 魚見山森林公園
- 自然林の保全
- 散策道の管理

凡例

- 観音寺中心拠点（居住誘導区域）
- 豊浜地域拠点（居住誘導区域）
- 大野原生活拠点（地域中心住宅地域）
- 水辺の拠点
- 緑の拠点
- 高松自動車道
- 幹線道路
- 鉄道
- 都市計画区域
- 緑の空間
- 水辺の空間
- 水の軸
- 緑の軸





8.都市景観形成の方針

良好な景観は、美しく風格のある都市の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、現在及び将来における市民共通の資産です。

本市は、雲辺寺山を頂く讃岐山脈から瀬戸内海の燧灘に至る豊かな自然に恵まれています。また、歴史的遺産や文化資源も数多く残っており、これらを後世に伝えるとともに、多様で良好な景観形成とその活用により、地域の魅力の増進、創出や観光・交流を促進します。

8-1 基本方針

(1) 観音寺市を形づくる美しく豊かな自然景観の保全による良好な景観の形成

郊外の田園景観、山並み、主要な河川、ため池などが市街地を取り囲み、市街地と一体となった自然景観は、本市を特徴づける骨格的な景観として保全し、良好な形成を図ります。

(2) 地域独自の景観資源を活かした魅力的な景観づくり

地域独自の歴史や文化、自然、伝統などの景観資源を活かした地域特性に応じた景観づくりや、中心市街地の多様な機能集積を活かした賑わいのある魅力的な都市景観の形成を図ります。

郊外部や田園居住地では無秩序な市街化を防止し、地域特性を活かした景観づくりを進めます。

(3) 環境保全型の景観づくり

都市空間における水や緑などの自然要素を積極的に活用し、生態系に配慮した自然豊かで潤いのある都市景観の形成を図ります。

(4) 地域が主体となった景観づくりへの取組

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることから、地域主体の景観づくりを促進するとともに、住民・地域・事業者・行政が協働して、街づくりルール等により、良好な街並みの形成を推進します。

(5) 景観保全に向けた取組

景観法に基づき、景観行政団体*として、主体的に景観行政に取り組みます。

8-2 整備方針

(1) 骨格的な自然景観の保全・育成

① 豊かな山並みの景観保全

本市の美しく豊かな自然景観を形成する重要な要素である雲辺寺山、稲積山、大谷山は、本市を俯瞰する眺望点でもあります。このため、これらの山並みの保全を図ります。

② 水辺の景観の保全と向上

財田川、柞田川、一の谷川など水と緑のネットワークを形成する河川や多くのため池、海岸部と一体となった自然環境を保全し、潤いのある開放的な水辺の景観を身近に感じられるようにします。

(2) 地域の歴史・文化を活かした景観の形成と活用

地域の歴史資源や文化資源を景観資源として保存、活用し、良好な環境の保全、歴史や文化の継承を通じた地域のコミュニティの形成、観光振興等に活かします。

◇これまで継承されてきた地域の歴史や文化を象徴する歴史的な建造物や文化・産業に関連した建築物を特色ある景観資源として保存、活用します。

◇日々の生活に根ざした身近な景観として、地域の特徴的な生業や伝統行事等が織りなす風景並びにそれらを構成する農地や緑地、水辺空間や催場などを文化的景観として、景観資源の保全を図ります。

① 祭りの景観の保全

地域の秋祭りでは、数多くの華やかなちょうさ(太鼓台)の担きくらが行われ、本市の原風景ともいえる美しく壮大な光景が見られます。祭りという後世に伝承する伝統的な行事を通して文化的景観の保全を図るとともに、多くの観光客に向けた情報発信体制の整備を推進します。

② 遍路風景の保全

四国八十八箇所霊場を有する本市では、歩き遍路による巡礼がみられます。多くの歩き遍路が巡礼する風景の保全を図るべく、昔ながらの面影が残る遍路道を保全するとともに、道路の歩道整備などにより、歩行しやすい歩道空間の確保を検討します。

③ 産業景観の保全

本市の産業を支える農業、漁業等の生業による文化的風景として、レタス栽培の風景や瀬戸内海での網漁による漁労風景があります。このような風景は本市を象徴する文化的景観として、産業の育成とともに景観保全を図ります。

(3) 市街地における景観づくり

① 商業・業務地での景観形成

中心市街地での既存の都市機能集積を活かした賑わいのある都市景観づくりを進めるとともに、公共施設の緑化、道路緑化などにより、潤いのある緑豊かな景観の創出を図ります。また、屋外広告物等に対する規制などにより整然とした高質な街並みの形成について検討します。

また、JR観音寺駅から市民会館一帯の地域については、本市らしいデザインや色彩による空間整備に努め、本市の顔として、本市の印象をかたち創る良好な景観形成を図ります。

② 住宅地の景観形成

住民の景観意識の啓発を図り、地区計画*や景観協定などのルールにより、地域が主体となった良好な景観形成を積極的に支援します。

また、住宅地に存在する古民家等の歴史的な景観を有する建物は、所有者の理解を求め、景観資源として保全・活用を促進します。

③ 沿道の修景と景観形成

国道11号をはじめとする幹線道路沿道では、屋外広告物に対する規制や地区計画などによる沿道景観の修景について検討します。

(4) 地区特性を活かした景観づくり

① 農地や中山間地域などの景観の保全

市街化の外縁的な拡大の抑制を図るとともに、河川沿いや中山間地域の農地、果樹園などの景観について、景観協定などにより保全することについて検討します。

② 工業地における景観の保全

工場への進入道路の緑化、敷地内緑化を促進します。

③ 公園・緑地における景観の保全

緑の拠点でもある琴弾公園は白砂青松、海浜植物群落等、本市における貴重な自然、歴史的な景観資源を有しており、今後もその保全に努めます。

また、一の宮公園の自然海岸や観音寺市総合運動公園のまとまった緑等は、良好な景観保持のため、維持管理に努めます。

④ 田園居住地、農業振興地における景観の保全

遊休農地*や休耕地等は、郊外部における良好な景観を阻害することから、コスモス、レンゲ等の植栽を促進します。

⑤都市と自然が共生した景観保全

都市内にある趣きのある自然景観を維持するため、建築行為等により自然環境を損なわないよう、風致地区*を中心として、良好な景観の維持を図ります。なお、風致地区については、決定から長期間が経過していることから、必要に応じた調査、検証、見直しについて検討します。

⑥景観樹木の保全

学校、社寺には、香川の保存木に指定されている樹木が多く存在しています。これらの樹木はふるさとの景観を構成する景観資源であり、地域のランドマーク*的な存在でもあることから、今後も適切な保全を図ります。

(5)景観保全に向けた取組

本市には良好な自然景観や歴史的景観が数多く存在することから、これらの景観資源の適切な維持管理に努めます。

また、都市景観に大きな影響を与える公共施設の整備・改善にあたっては、関係法令等に十分留意するとともに周辺の景観に配慮し、その軸や核となるような景観に配慮した整備に積極的に取り組みます。

一方、景観は個人の所有物のみならず、住民全体の財産であることを認識し、本市が有する良好な景観についての理解を深める啓発活動に取り組みます。また、個人住宅地の緑化など、住民による身近な景観づくりを促進します。

公園、道路等における景観保全のための美化推進活動については、ボランティア組織の立ち上げやアダプト・プログラム*等を通じて推進します。



大野原秋祭り

都市景観形成の方針

分類	番号	名称	適用
自然景観	1	琴弾公園	瀬戸内海国立公園、国指定名勝
	2	有明浜	松原：日本の白砂青松百選
			砂浜：日本の渚百選
			夕陽：日本の夕陽百選
			海浜植物群落
	3	一の宮海岸	
	4	雲辺寺山	
	5	財田川	
	6	一の谷川	
	7	柞田川	
	8	日枝神社のクスノキ	香川県指定天然記念物
	9	萩原寺のハギ	香川県自然記念物
	10	中姫八幡神社社叢	香川県自然記念物
	11	瀧宮神社の森	香川県自然記念物
	12	粟井神社のアジサイ	
13	井関池のツツジ		
14	法泉寺のみみじ		
歴史的景観	15	生木地蔵尊と大樟	市指定天然記念物、香川の保存木
	16	神恵院	第68番礼所
	17	観音寺	第69番礼所（金堂・重要文化財）
	18	一夜庵	市指定有形文化財
	19	三架橋	近代土木遺産
	20	梶谷橋	近代土木遺産
	21	紀伊橋	近代土木遺産
	22	室本漁港防波堤・物揚場	近代土木遺産
	23	観音寺市水道局(旧)ポンプ室	近代土木遺産
	24	観音寺市郷土資料館	国登録有形文化財
	25	萩原寺	国登録有形文化財
	26	大野原古墳群(椀塚古墳)	国指定史跡
	27	大野原古墳群(角塚古墳)	国指定史跡
	28	大野原古墳群(平塚古墳)	国指定史跡
	29	大野原古墳群(岩倉塚古墳)	国指定史跡へ追加申請中
	30	讃岐遍路道 大興寺道	国指定史跡へ申請準備中
	31	高屋神社	
文化的景観	32	豊後池堰堤	重要文化財
	33	四国工芸社	国登録有形文化財
	34	川鶴酒造	国登録有形文化財

香川の保存木

番号	名称	所在地	樹高(m)	胸高幹周(m)	指定年月日
35	観音寺東小学校のラクウショウ	観音寺町甲670-2	18.0	2.45	S55.3.11
36	白山神社のクス	観音寺町甲1108-1	20.5	5.64	S55.3.11
37	安井菅原神社のクス	大野原町中姫1886	39.0	6.5	S55.3.11
38	生木の地蔵クス	大野原町大野原2288	26.0	7.85	S55.3.11
39	法泉寺のボダイジュ	大野原町田野々224-2	13.5	2.4	S55.3.11
40	豊浜町東公民館のイブキ	豊浜町和田浜1407-25	18.0	5.2	S55.3.11
41	豊浜八幡神社のクス	豊浜町和田浜1577-5	23.0	6.23	S55.3.11
42	宗林寺のクロガネモチ	豊浜町和田浜1289	10.5	3.87	S55.3.11
43	金神神社のクスノキ	原町360	20.0	6.24	H2.3.27
44	観音さんのヤマモミジ	大野原町海老濱240-1	10.0	2.4	H3.3.29
45	大野原八幡神社のクスギ	大野原町大野原1913	27.0	2.9	H20.3.21

凡例

	観音寺中心拠点（居住誘導区域）		沿道施設
	豊浜地域拠点（居住誘導区域）		へんろ道
	大野原生活拠点（地域中心住宅地域）		住宅地区
	自然景観		公園
	歴史的景観		海浜
	文化的景観		水の軸
	保存木		緑の軸

■環境保全・観光地区（琴弾公園）

- 白砂青松、海浜植物など、貴重な歴史的景観資源の保全
- 景勝地であることのPR

■住宅地区、商業・業務地区

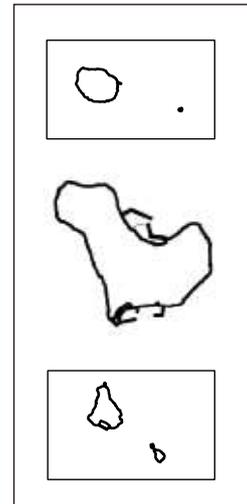
- 公共施設への緑化、道路緑化などによるうるおいある緑豊かな景観の創出
- 古民家など歴史的景観を有する建物の保全

■産業・流通業務地区

- 工場は進入道路、敷地内への緑化推進

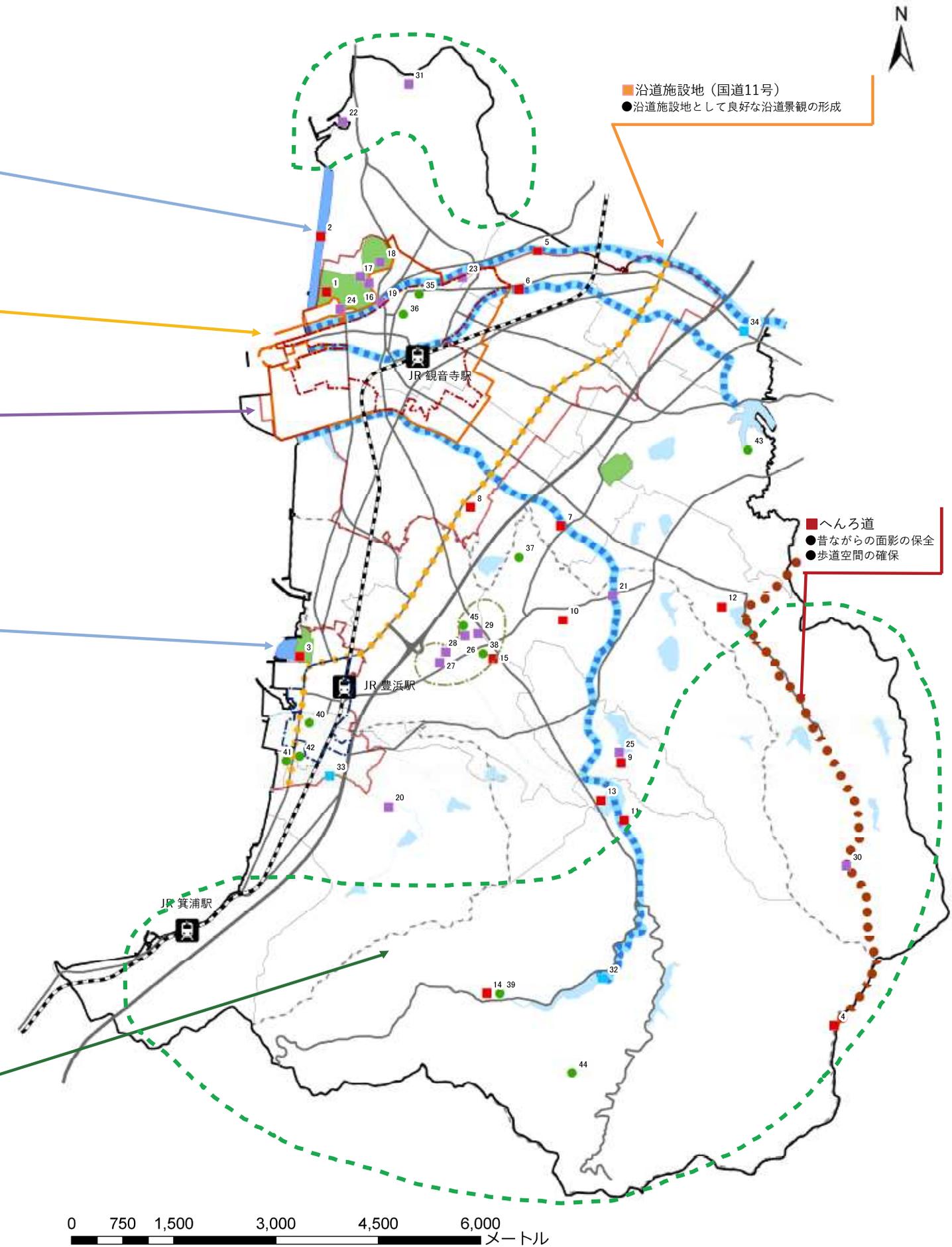
■環境保全・観光地区（一の宮公園）

- 砂浜の景観保持及び維持管理



■自然保全・観光地区

- 景観要素としての森林の保全



9.地域コミュニティ活性化の方針

本市のまちの成り立ちや人口の分布状況等を見ると、市の中心部や各地域の中心部以外の地区にもおむね小学校区を単位としたコミュニティが形成され、古くから地域住民の暮らしや交流を支えてきた日常生活圏域が存在し、コミュニティ活動がなされています。

一方で、人口減少がもたらす影響として、コミュニティ活動の維持が困難となることが懸念されます。これに加え、地域コミュニティの希薄化が進んでおり、自治会活動などの地域で支え合う力が低下しています。

本市では、地域に根差した具体的な事業や多様な施策を推進するうえで、地域コミュニティが重要な役割を担っており、地域コミュニティの豊かなつながりにより、さまざまな活動がより活発に行われ、子どもから高齢者にいたるまでのあらゆる世代の人々の交流が図られるようコミュニティ機能の維持・活性化を図ります。

9-1 基本方針

(1)地域コミュニティの活性化

活力ある地域社会形成の基礎となる自治会活動の活性化とともに、市民の力であるボランティア団体や新規NPO法人の設立数の増加とさらなる活動の活性化に向けた支援を行います。

(2)まちづくり活動の拠点形成

各地域が将来にわたり居住地として選択されるためには、商業や医療などの暮らしに必要なサービスの確保とともに、地域コミュニティの維持・増進が重要です。

健全な地域コミュニティ活動により、将来にわたり各地域の暮らしが支えられ、地域活力を維持することが可能となるよう、まちづくり活動の拠点形成を進めます。

9-2 整備方針

(1)自治会活動とコミュニティ活動への支援

①自治会活動への支援

自治会活動への支援を継続的に行うとともに、自治会への加入を啓発にすることにより地域で支え合う体制づくりに努めます。

本市の人口が減少していくなかで、自治会が効率的かつ継続的に活動を行えるようにするため、地域の現状に合わせた自主的な組織の再編を促進します。

②コミュニティ活動への支援

地域住民が自主的、主体的に開催する文化やスポーツ、レクリエーション、伝統文化継承など、コミュニティ活動の活性化や地域の連帯感を向上させるための支援を行います。

(2)活動拠点の形成と機能強化

①コミュニティ拠点の形成

立地適正化計画においては、人口減少が進むなかでも暮らしやすいまちの実現を図るため、人口密度の維持・向上、都市機能(生活利便性)の維持、さらに地域コミュニティの維持の観点から、都市の骨格を形成する拠点を定め持続可能なまちづくりを進めます。

このため、都市の骨格を形成する拠点の最小単位としてコミュニティセンター・公民館をコミュニティ拠点施設として位置づけ、市民の活動拠点とします。

②拠点施設の機能強化

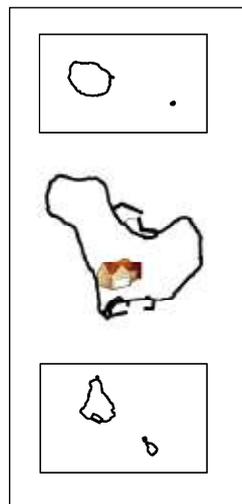
身近でさまざまな都市活動の場として、コミュニティセンターの機能強化を進めるとともに中心拠点、地域拠点との連携や拠点施設へアクセスする交通ネットワークを確保することで、地域活動の多様な主体の参画や多世代の交流促進、地域間連携を促進し、健全で活力のある地域コミュニティの活性化を図り、市民との協働によるまちづくりを推進します。



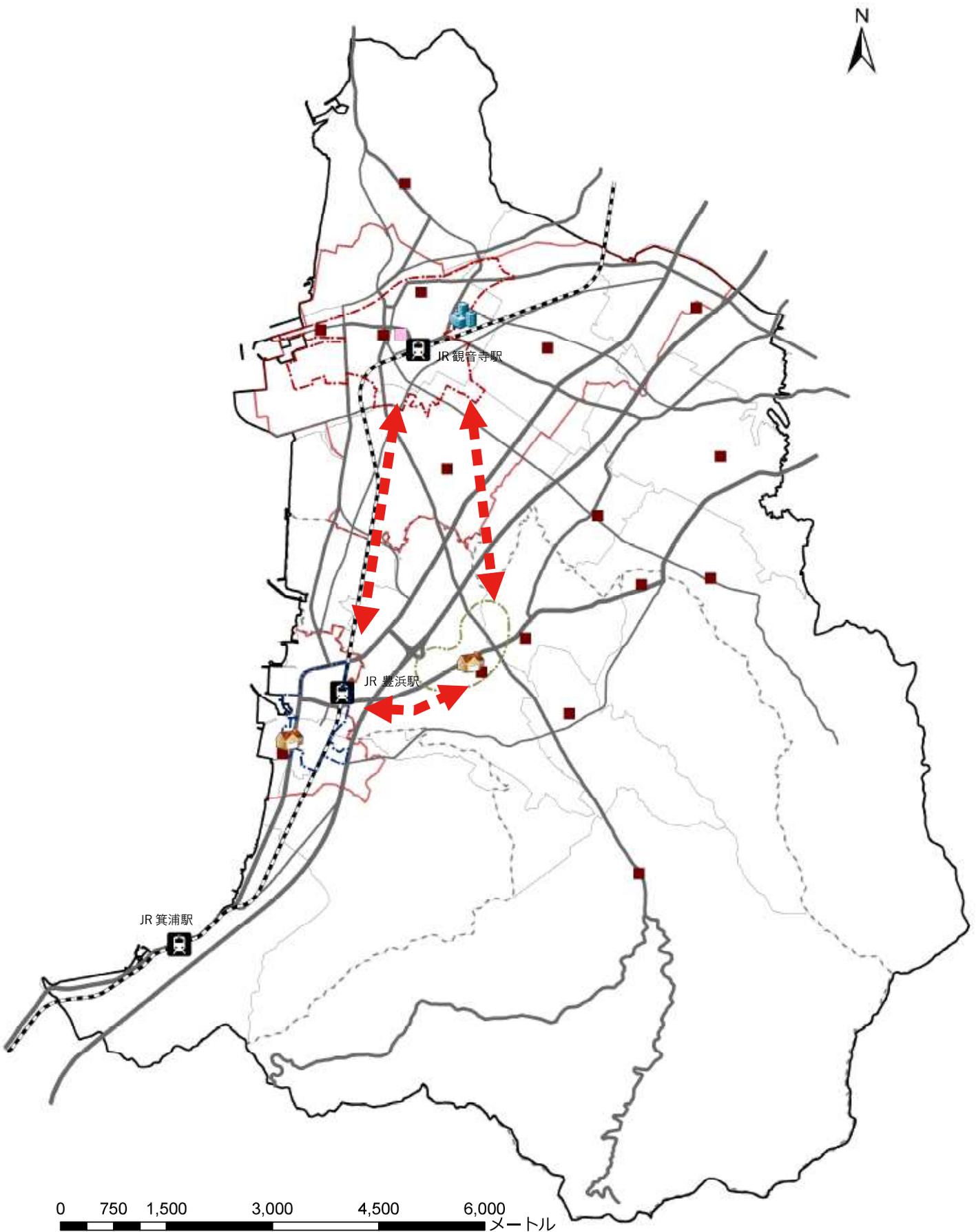
有明浜海岸の清掃活動

コミュニティ活性化の方針

名 称	所 在 地
観音寺市中央公民館	坂本町一丁目1番1号
観音寺市高室公民館	高屋町884番地
観音寺市常磐公民館 (常磐総合コミュニティセンター)	植田町458番地3
観音寺市柞田公民館	柞田町丙1537番地
観音寺市木の郷公民館 (木の郷コミュニティセンター)	木の郷町795番地
観音寺市粟井公民館	粟井町1516番地
観音寺市豊田公民館	原町270番地1
観音寺市一ノ谷公民館 (一ノ谷総合コミュニティセンター)	古川町85番地1
観音寺市伊吹公民館	伊吹町263番地
観音寺市観音寺東公民館	茂西町一丁目1番28号
観音寺市観音寺南公民館	観音寺町甲2942番地1
観音寺市観音寺西公民館	港町二丁目9番40号
観音寺市大野原中央公民館	大野原町大野原1260番地1
観音寺市豊浜中央公民館	豊浜町和田浜1531番地1
萩原公民館 (萩のふるさと会館)	大野原町萩原2363番地1
五郷公民館 (五郷活性化センター)	大野原町井関341番地
紀伊公民館	大野原町丸井313番地1
中姫公民館 (中姫ふるさと会館)	大野原町中姫946番地



凡例	
	観音寺中心拠点 (居住誘導区域)
	豊浜地域拠点 (居住誘導区域)
	大野原生活拠点 (地域中心住宅地域)
	高松自動車道
	幹線道路
	鉄道
	都市計画区域界
	観音寺市役所
	支所
	市民会館
	公民館



10.低炭素まちづくりの方針

地球温暖化による海面上昇、昨今の集中豪雨や台風等による災害の激甚化・頻発化等に見舞われるなかで、地球温暖化を防止するための低炭素化に向けた人々の関心が高まっています。

本市においても、地球温暖化対策を推進するため、低炭素・循環型社会の構築を図り、都市の低炭素化を促進することにより、環境負荷の少ない低炭素まちづくりを進めます。

10-1 基本方針

(1)環境負荷の少ない低炭素まちづくり

「コンパクトなまちづくり」と公共交通機関の利用促進等により、日常生活における移動距離の短縮化や交通需要の軽減を図り二酸化炭素の排出抑制につながる取組を進めるとともに、二酸化炭素の吸収源となる都市のみどりを積極的に保全、創出することにより、低炭素社会の構築に向けた都市づくりに取り組みます。

10-2 整備方針

(1)環境負荷の少ない低炭素まちづくり

①コンパクトシティの推進

「コンパクトなまちづくり」を推進し、観音寺中心拠点や豊浜地域拠点、大野原生活拠点における人口や都市機能の集積を高め、公共交通機関の利用促進を行うことにより、移動などに係るCO₂排出量の削減を図ります。

また、市街地の拡大を抑制し、水と緑のネットワークを形成するとともに、雲辺寺山、稲積山、大谷山などの自然林や琴弾公園をはじめとする公園のまとまった緑地、地域に点在する社叢等、CO₂吸収源となるみどりの保全や育成を行います。

②低炭素交通環境への改善

コンパクトシティを推進し、バス交通の利便性の向上、鉄道駅・バス停留所における乗り継ぎ改善、徒歩・自転車による移動環境の改善などを一体的に取り組むことにより、公共交通への利用転換を促進するとともに自動車利用を抑制し、自動車から発生するCO₂など、温室効果ガスの発生量を抑制します。

また、環状道路の整備による通過交通の排除や交差点改良などにより、交通渋滞の改善を図るとともに、交通隘路の解消等に努め、自動車交通による環境負荷の軽減を図り、低炭素まちづくりを推進します。

さらに、過度な自動車利用を抑制するため、「エコ通勤*」の促進や「モビリティマネジメント」を取り入れた意識啓発活動などにより、自動車から公共交通等への転換を促進します。

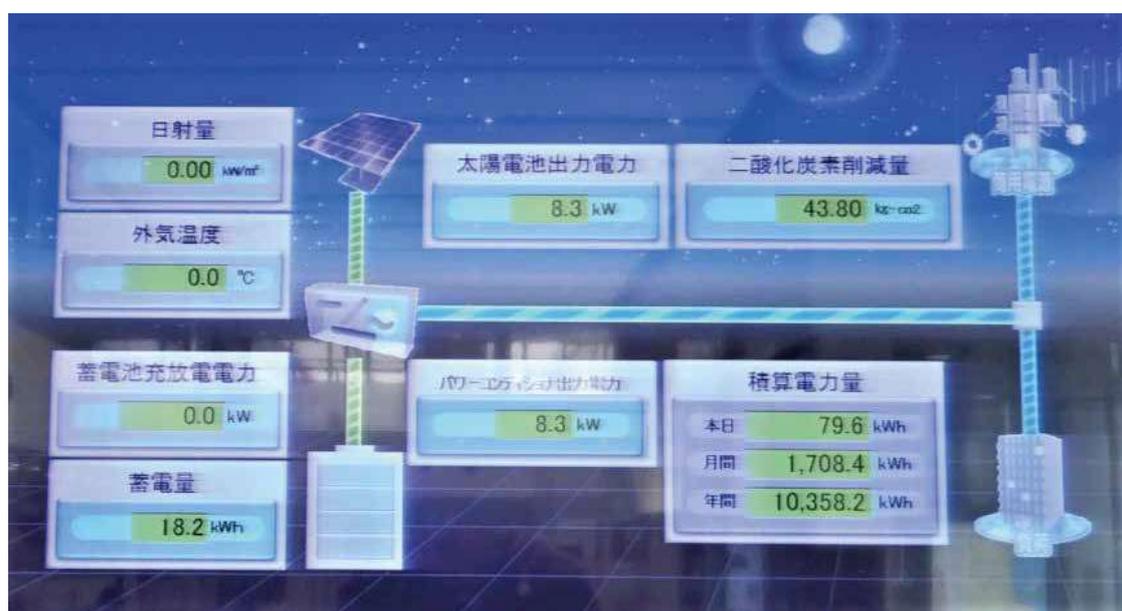
③環境に配慮した住まいづくり

住宅から排出される二酸化炭素の削減を図るため、太陽光発電システムなどの普及を促進し、省エネルギー家電や設備等の製品情報の提供による導入促進を図ります。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、関係機関との連携による情報発信と啓発などにより、断熱性や気密性の向上などの環境に配慮した住まいづくりを推進し、住宅の建設に係る温室効果ガスの削減につなげていきます。

④再生可能エネルギーの普及拡大

市有施設においては、再生可能エネルギー比率を高め、脱炭素化を進めるとともに、災害時に必要なエネルギー源を確保するために、太陽熱などの再生可能エネルギーの導入可能性を検討します。



観音寺市役所（ソーラー発電）